

## Ⅱ 男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策

## 第1部

# 平成25年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

# はじめに 平成25年度を振り返って

## 1 成長戦略の中核としての女性の活躍推進

我が国最大の潜在力となっている「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、新たな成長分野を支えていく人材を確保していくためにも不可欠である。

また、女性の労働参加の拡大や、経営への参加の促進は、多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、新たな市場が開拓されることが期待されている。

こうした認識の下、平成25年4月、内閣総理大臣から経済界に対し、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用すること、まずは役員に一人は女性を登用すること、及び、子どもが3歳になるまで育児休業や短時間勤務を取得したい男女が取得しやすいように職場環境を整備することを要請した。

また、平成25年2月から開催された若者・女性活躍推進フォーラムでは、5月に「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」を取りまとめた。

この提言を踏まえ、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の中核である。」とし、女性が活躍できる環境整備を推進することとした。

具体的には、①女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等、②女性のライフステージに対応した活躍支援、③男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備の3本柱で施策を展開することとした。

①については、ポジティブ・アクションに係る一定の研修プログラムを実施する事業主への助成金制度の創設、内閣府のホームページやコーポレート・ガバナンスに関する報告書を通じた、企業における

女性の活躍状況の「見える化（可視化）」の推進、好事例の顕彰等に取り組むこととした。

②については、育児休業給付の給付率の見直し、次世代育成支援対策推進法の延長・強化、再就職に向けた学び直しの支援や起業等への支援を推進することとした。

③については、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた雇用環境の整備、待機児童解消加速化プランなど社会基盤の整備等を推進することとした。

さらに、平成26年1月の産業競争力会議で決定された「成長戦略進化のための今後の検討方針」では、「女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革」として「女性が輝く日本」の実現が掲げられ、平成26年年央の成長戦略改訂に向けて検討を進めている。

## 2 第3次男女共同参画基本計画の推進等

平成25年度は、平成23年度からの5年を視野に具体的施策を定めた第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）の計画期間の中間年であった。男女共同参画会議の監視専門調査会では、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る政府の取組状況等について監視を実施し、11月に意見をとりまとめたが、当該意見においては、第3次基本計画に掲げられた数値目標の進捗も踏まえつつ、第3次基本計画に掲げられた具体的施策の一層の推進を図ること等が指摘された。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、指導的地位に占める女性の割合を平成32年（2020年）までに30%程度とする政府目標の達成に向けて、ポジティブ・アクションの推進等の取組を進めている。「日本再興戦略」では、「隗より始めよ」の観点から、公務員から率先して取り組むこととされたことを受け、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各府省大臣に、府省別の女性国家公務員の採用・登用等の状況を示しながらトップダウンでの一層の取組推進を要請した。

防災・復興に関しては、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を平成25年5月に公表するとともに、地方公共団体への周知を図った。

### 3 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度について、内閣府では、25年4月に設置した子ども・子育て会議において、本格施行に向けた具体的な検討を進め、新制度における施設・事業の各種基準等について26年1月までにおおむねの内容を取りまとめた。

雇用分野に関しては、育児休業給付の給付率引き上げを盛り込んだ「雇用保険法の一部を改正する法律案」、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や納得性を高めるための措置等の更なる充実を内容とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」、平成26年度末までの時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の有効期限の10年間の延長や新たな特例認定制度の創設等を内容とする改正法案を第186回国会に提出し、同国会で成立した。

### 4 国際的な動向への対応

2013（平成25年）9月、インドネシア共和国バリ島で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）女性と経済フォーラムでは、「経済の推進役としての女性」をテーマに議論が行われ、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、経済産業大臣政務官及び民間からの代表者が参加し、我が国の女性の活躍推進の取組等について発言を行った。

2013（平成25）年9月の第68回国連総会において、内閣総理大臣は、①女性の活躍・社会進出と女性の能力強化、②女性を対象とする保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障分野における女性の参画と保護を重点政策とし、途上国と共に「女性が輝く社会」の実現に貢献するため、今後3年間で30億ドル超の女性分野でのODA実施を表明する内容を含む一般討論演説を行った。

また、2014（平成26）年3月の第58回国連婦人の地位委員会（CSW）において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を提出し、79か国の共同提案国を得てコンセンサスで採択された。この決議は、第56回委員会に提出した決議をフォローアップするための決議であり、自然災害と女性に関する様々な課題について、我が国の自然災害の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めることを目指して提出したものである。

# 第1章

## 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

### 第1節 国内本部機構の強化

#### 1 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化

##### (1) 男女共同参画担当大臣等

平成4年、女性問題を総合的に推進するために行行政各部が所管する事務の調整を行う婦人問題担当大臣が置かれ、内閣官房長官に兼務発令された。その後名称は「女性問題担当」、「男女共同参画担当」と変わるが、以後歴代内閣において男女共同参画を担当する大臣が置かれている。13年1月以降は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づき内閣府特命担当大臣が置かれ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

また、仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めるため、平成24年12月に新たに女性活力・子育て支援担当大臣が内閣に置かれた。

##### (2) 男女共同参画会議の活動

内閣府設置法及び男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき内閣府に設置された重要政策に関する会議の一つである男女共同参画会議において、平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を、実効性をもって推進していくための調査審議等を行った。

平成25年4月26日に開催した第42回男女共同参画会議では、男女共同参画会議から政府に求める取組を決定するとともに、男女共同参画会議の基本問題・影響調査専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会及び監視専門調査会における今後の調査方針を決定した。

##### (3) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、閣議決定により、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を副本部長、他の全ての閣僚を本部員として、内閣に設置されている。本部には男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において所要の調整の事務を行っている。また、本部には、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

##### (4) 男女共同参画推進連携会議を通じた連携強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議等において、政府の施策、国際的な動きやNPO等における好事例等についての情報提供を行っている。

男女共同参画推進連携会議においては、「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」、「女性の起業ビジネスコンテスト展開」、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組推進」という3つの重要テーマごとにチームを新たに組織し、情報・意見交換、普及促進の活動を通じて、取組の裾野の拡大や連携の強化を図ることとした。

##### (5) 女性が輝く社会づくりに向けた関係府省庁連絡会議の開催

「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成26年1月産業競争力会議決定）では、「女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革」として「女性が輝く日本」の実現が掲げられ、女性が輝く社会づくりに向けた関係府省庁連絡会議を開催するなど平成26年年央の成長戦略改訂に向けて政府一丸となって検討を進めている。

## 2 総合的な推進体制の整備・強化

### (1) 第3次基本計画に基づく施策の推進

第3次基本計画では、15の重点分野を設け、平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と、27年度末までに実施する具体的施策を示している。

さらに、同計画を実効性のあるアクション・プランとするため、各重点分野において82項目の成果目標を設定している（各重点分野における具体的な取組状況については、第2部各該当部分を参照）。

### (2) 行政職員の研修機会等の充実

内閣府では、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」（平成25年5月）及び「政策研修」（26年1月）を実施するとともに、「苦情処理研修」（25年5月）も実施した（本章第2節2参照）。

### (3) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

国連婦人の地位委員会（以下「CSW」という。）、東アジア男女共同参画担当大臣会合、アジア太平洋経済協力（以下「APEC」という。）女性と経済フォーラム、女性に関するASEAN+3委員会等男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネット等を活用した情報交換を通じて、国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努めた（第16章第2節及び第3節参照）。

### (4) 年次報告書の作成及び男女共同参画関連予算等の取りまとめ

男女共同参画社会基本法第12条に基づき、「平成25年版男女共同参画白書」（「平成24年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成25年度男女共同参画社会の形成の促進施策」）を作成した。これに併せて、男女共同参画基本計画に掲げられた施策の推進に関連した予算額及び決算額を取りまとめ、公表した。

## 第2節

### 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

#### 1 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視

男女共同参画会議監視専門調査会は、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る政府の取組状況等について監視を実施し、平成25年11月、その結果を意見として取りまとめた。ここでは、第3次基本計画に掲げられた具体的施策の一層の推進及び最終見解における指摘事項への誠実な対応等を求めるとともに、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）に基づく次回の政府報告を準備する際に留意すべき事項を整理している。

また、同専門調査会は、防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についてのフォローアップを行うため、平成25年5月に防災・復興ワーキング・グループを設置した。同ワーキング・グループでの検討の結果を受け、平成26年2月、同専門調査会として意見を取りまとめた。

#### 2 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理等に関する取組の推進

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理や人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取組を推進するため、関係機関の連携強化、従事者の知識・技能の向上及び活動の活性化等を図っている。

内閣府では、国及び地方公共団体（都道府県、政令指定都市）に寄せられた男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等を取りまとめ、平成25年9月、男女共同参画会議監視専門調査会に報告した。また、同年5月、地方公共団体の苦情処理事務担当者、行政相談委員及び人権擁護委員を対象とする苦情処理研修を実施した。さらに、26年3月、上記報告中の苦情内容等を盛り込み、苦情処理解決に当たっての視点・方法論、苦情事例等を紹介する「苦情処理ガイドブック」を改訂し、関係機関に配布し

た。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員（平成15年9月に全国で123人を指名。26年5月現在は196人）が、男女共同参画の認識を高めるための研修会等への参加や男女共同参画に係る自主研修会の企画に参画したほか、男女共同参画センター等の総合的な施設において行政相談所を開設し、男女共同参画社会に関する施策についての苦情等を受け付けている。

法務省では、人権擁護委員に対し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施した。

### 第3節

## 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会は、平成25年7月から地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について調査・審議を行い、26年4月に報告書を取りまとめた。報告書では、今後の方向性として、（ア）地域の実情に応じた、地域に根差した取組の展開が必要であること、（イ）仕事と子育て等の両立支援に加え、直接的に女性の役員・管理職への登用、女性による起業・創業の拡大等を促進する取組が必要であること、（ウ）多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築が必要であることなどを整理した。

### 第4節

## 地方公共団体や民間団体等における取組への支援

### (1) 地方公共団体との連携・支援の強化

全都道府県・政令指定都市には、男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課（室）が置かれ、地方公共団体においても地域の特色をいかした男女共同参画社会の形成に関する行政が推進されている。

内閣府では、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施した。

また、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」（平成25年度は大阪府堺市、埼玉県さいたま市、福岡県福岡市）を開催しているほか、市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として、「男女共同参画宣言都市奨励事業」（25年度は和歌山県上富田町、茨城県阿見町、北海道苫小牧市、島根県雲南市、山梨県甲府市<sup>1</sup>、石川県金沢市）を引き続き実施した。

独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）においては、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の人材育成を図るため研修・交流を行うとともに、女性教育に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域等における男女共同参画の推進を支援した。

### (2) NPO、NGOとの連携強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議等において、政府の施策、国際的な動きやNPO等における好事例等についての情報提供を行っている。

男女共同参画推進連携会議においては、重要テーマごとにチームを組織し、情報・意見交換、普及促進の活動を通じて、取組の裾野の拡大や連携の強化を図ることとした（本章第1節1（4）参照）。

### (3) 調査研究、情報の提供、広報・啓発活動

#### ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（以下「UN Women」という。）、CSW、女子差別撤廃委員会、APEC関係会合、各種地域機関等、諸外国における先進的な取

<sup>1</sup> 平成26年2月15日に開催を予定していた「平成25年度男女共同参画宣言都市奨励事業（山梨県甲府市）」については、観測史上最多の大雪のため、中止となった。

組の動向について情報を収集・分析し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌等を通じて、情報を提供している。

#### イ ホームページによる情報の提供

内閣府では、ホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、同ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交換の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

#### ウ 広報・啓発活動

内閣府では、男女共同参画に関する総合情報誌「共同参画」を定期的に発行し、内閣府や関係省庁、地方公共団体、女性団体等の活動状況等に関する情報を広く提供している。また、海外に我が国の男女共同参画の現状や取組を紹介するため、英文パンフレット「Women and Men in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

#### (4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、『男女共同参画週間』について（平成12年12月男女共同参画推進本部決定）に基づき、平成13年度から、6月23日から同月29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施している。この週間に際して、男女共同参画社会づくりに向けての全国会議、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、後述の「女性のチャレンジ賞表彰」を始めとした各種の広報・啓発活動を行っている。

また、チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための気運を高めることを目的として、起業、特定非営利活動法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰する、「女性のチャレンジ賞表彰」（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を実施している。

## 第2章

# 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 第1節

## 政治分野における女性の参画の拡大

### 1 国・地方の政治における女性の参画の拡大

第3次基本計画においては、政治分野における女性の参画の拡大についての取組を盛り込み、国会議員の候補者については、衆議院議員の候補者に占める女性の割合及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を平成32年までに30%とすることを目標に盛り込んだ。

内閣府は、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、各政党や地方議会における男女共同参画の推進状況について毎年調査し、公表している。

### 2 政治分野における男女共同参画の推進方策

内閣府では、平成25年4月に、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各政党幹事長等に宛てて、

各政党の役員等に占める女性の割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、ポジティブ・アクション導入の検討を要請する文書を、大臣・副大臣から各政党幹事長等に手渡し、検討を求めた。

### 第2節

## 司法分野における女性の参画の拡大

### 1 検察官における女性の参画の拡大

検事任官への疑問や不安を解消することを目的として、司法試験合格者を対象に進路説明会を行った。本説明会では、男性はもちろん、女性の志望者も検事任官への意欲が高まるように、女性の採用実績や育児休業制度等について説明したり、様々な経歴を持つ現役の女性検事と直接質疑応答できる時間を作るなどして、検事の職域の広さ、やりがい、育児休業の取得状況等女性検事の実情を知る機会を設



け、女性検事の採用拡大推進を図った。

## 2 裁判官における女性の参画の拡大

「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案」が第185回国会に提出されたところ、裁判官についても同様に、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、配偶者同行休業制度を設ける必要があることから、「裁判官の配偶者同行休業に関する法律案」が同国会に提出された。同法案は、平成25年11月に成立し、26年2月21日から施行されている。

### 第3節

## 行政分野における女性の参画の拡大

### 1 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### (1) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

第3次基本計画においては、女性国家公務員の採用について、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を、試験の種類や区分ごとの女性の採用に係る状況等も考慮しつつ、平成27年（2015年）度末までに、政府全体として30%程度とすることを目標とすることを盛り込んだ。女性国家公務員の登用については、「2020年30%」の目標の達成に向けた政府全体の中間目標として、27年（2015年）度末までに政府全体として、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合について5%程度とすることを目指している。さらに、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合について10%程度、国の指定職相当に占める女性の割合について3%程度とするよう努め、女性職員の登用を積極的に進めることとしている。その際、各府省において、女性職員の人数、割合等の現状やこれまでの採用及び人材育成の取組の進捗等を考慮して、できる限りそれぞれの割合が高まるよう取り組むこととしている。

第3次基本計画を踏まえ、人事院は、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」を平成23年1月に改定し、各府省に発出した。同指針に基づき、各府省は27年（2015年）度までの目標及び目標達成のための具体的取組を設定した5年間の計画

である「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、取組を進めている。

人事院では、公務に優秀な女性を確保するという観点から、平成25年度において、各府省の第一線で活躍する女性行政官が重要な政策課題について講演し、併せて女性の立場から公務の魅力等を伝える「女性のためのトークライブ」を都内の大学で6講演、女性行政官からの業務紹介及び意見交換等を行う「女性のための国家公務員セミナー」を全国11都市で実施したほか、女性向け募集パンフレットを作成するなど、女性を公務に誘致するための活動を行った。また、各府省の人事担当課長から成る女性職員の採用・登用拡大推進会議を26年3月に開催し、指針について周知徹底を図るとともに、各府省における拡大計画の取組状況に関する意見交換を行うなど啓発に努めている。

人事院及び総務省では、共同で、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを実施し、その結果を平成25年9月及び12月に公表した。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、『『隗より始めよ』の観点から、女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む』こととしている。これを受けて、内閣府では、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各府省大臣に、府省別のランキング形式にした女性国家公務員の採用・登用等の状況を示しながら、トップダウンでの一層の取組推進を要請している。

また、人事院、内閣府及び総務省では、各府省における今後の取組の推進に向けて、まずは現状を明らかにすべく、合同で女性国家公務員の登用状況の臨時調査を行い、平成26年1月に結果を公表した。

#### (2) 研修の機会の充実及び女性のロールモデルの発掘等

人事院では、平成13年度から、女性職員の相互啓発等により能力伸長を図り、併せて、人的ネットワークの形成を促進することを目的として、係長級以上の女性職員を対象に「女性職員研修」を実施しており、25年度においては本院及び地方事務局で9回実施して、受講機会の確保に努めた。また、先輩職員として、女性職員を含む後輩職員に対して、助

言、指導するメンターとなることが予定されている職員を対象に、メンターに関する基本的な知識とコミュニケーション・スキルを習得させる目的で、「メンター養成研修」を実施した。さらに、近い将来、本府省の管理職員として行政運営を担い、後に続く女性管理職員のロールモデルとなることが期待される者を対象に、官民の女性リーダーとの意見交換やリーダーシップ、部下のマネジメント、自らの働き方について考察する「行政研修（課長補佐級）女性管理職養成コース」を試行的に実施した。

そのほか、各府省は、女性職員の意識・意欲の啓発・増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとともに、人事院の実施する当該研修への参加機会の確保に努めた。また、女性職員の様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデル、活躍事例を紹介するなど、取組を推進している。

### (3) 仕事と生活の調和の推進

人事院及び各府省は、育児・介護を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援することが必要であるとの認識に立ち、両立支援制度の拡充及びそれを活用するための職場環境の整備に努めている。

育児休業については、「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）等を踏まえて、平成32年（2020）年までに、政府全体として男性職員の育児休業取得率が13%となることを目指している。

人事院では、各府省の育児休業等両立支援の取組を促進するため、平成26年2月には、主に各府省の人事担当者や管理者を対象として「仕事と育児等の両立支援に関する講演会」を開催し、育児休業等を取得しやすい職場作りに向けた啓発を図った。

さらに、総務省では、男性職員の育児休業等の取得について、男性職員本人や職場の上司・同僚等の理解を深め、その取得を考えている男性職員の後押しをするため、育児休業を取得した男性職員等による講演会の開催、体験談等をまとめたパンフレット及び有識者のアドバイスや制度解説等を掲載したハンドブックの作成・配布を行った。

超過勤務の縮減について、人事院では、平成25年8月の人事院勧告時の報告において、管理職員による厳正な勤務時間管理を徹底するとともに、業務の改善・効率化などの取組を推進することが肝要であることについて言及した。

また、政府全体として、「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成4年12月人事管理運営協議会決定）に基づき、超過勤務の縮減及び年次休暇の計画的使用の促進に取り組んでおり、毎年10月1日からの1週間、「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間」を実施し、総務省では、啓発講演会の開催、ポスター及びパンフレットの作成を通じて、広く職員の意識向上を図っている。

内閣府では、平成25年6月に、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から人事院総裁に対し、女性公務員の離職の要因の一つとなっている配偶者の転勤に伴う離職への対応として、休業制度など制度面も含め、必要な対応を検討するよう要請した。人事院は、仕事と家庭の両立支援が社会全体の課題となっていることや、各府省の人事管理も踏まえ、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出を行った。これを踏まえ、政府は、「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案」を第185回臨時国会に提出し、同法律案は、平成25年11月に成立し、26年2月21日から施行されている。

### (4) 国の審議会等委員における女性の参画の拡大

国の審議会等における女性委員の割合については、平成18年4月に、男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員について、政府全体として、女性委員の割合が32年までに、男女のいずれかが10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるという目標が設定されている。また、専門委員等についても、32年までのできるだけ早い時期に、30%となるように努めることとされている。これらの目標は第3次基本計画にも盛り込み、各府省は目標達成に向けて取組を進めている。

内閣府では、第3次基本計画の目標の達成に向けて、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各府省大臣に、府省別のランキング形式にした国の審議会等委員における女性の登用状況を示しながら、トップダウンでの一層の取組推進を要請している。

また、各府省が国の審議会等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材データベースを運用している。当該データベースの既登録内容の更新・新規登録情報の開拓、適切なセキュリティ対策に努め、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう、利便性の向上を目指し、改

善に取り組んでいる。

### (5) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画の拡大

内閣府では、独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下、これらを併せて「独立行政法人等」という。）における今後の施策の推進に向けた基礎資料を得るため、女性の参画状況及び取組の実態についての調査を行っている。また、平成25年6月に、各独立行政法人等に対し、女性の活躍促進について積極的な取組の推進を要請した。

## 2 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### (1) 女性地方公務員の採用・登用の促進

政府は、地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要であるとして、第3次基本計画において、地方公務員試験における女性の採用の促進、各地方公共団体における採用及び管理職への登用についての具体的な中間目標の設定、ロールモデルの発掘、メンター制度の導入促進、仕事と生活の調和の推進等を盛り込んでいる。これらの施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す成果目標として、都道府県の地方公務員試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合について平成27年度末までに30%程度、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合について27年度末までに10%程度、地方公務員の男性の育児休業取得率について32年までに13%との目標を設定した。

内閣府では、平成25年5月に、地方公共団体に対して、女性地方公務員の採用・登用の促進等、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組の推進について要請を行った。

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性

職員のための仮眠室やトイレ等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行っている。また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への参加を呼びかける広報を行った。さらに、意見交換会や交流を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、平成25年10月に全国女性消防団員活性化大会を開催するとともに、女性団員等の消防技術向上と士気の高揚を図るため、地域における消防活動の充実に寄与することを目的として全国女性消防操法大会を25年10月に開催した。

警察では、女性の視点を一層反映した警察運営を進めているところであり、初めて県警察本部長に女性を登用したほか、全国で3名の女性警察署長が活躍するなど、女性警察官の登用を進めている。また、各都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を平成35年（2023年）4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定されているところ、今後、更に前倒しで数値目標を達成できるよう、女性に向けた情報発信活動を強化するなど女性警察官の採用の拡大を図っている。さらに、都道府県警察の幹部職員を対象とした研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。

### (2) 仕事と生活の調和の推進

内閣府では、平成25年5月に、地方公共団体に対して、地方公務員の男性職員の育児休業取得率の向上等、仕事と生活の調和の推進について、積極的に取り組むよう要請を行った。

総務省では、地方公共団体に対して、年次有給休暇の取得促進のほか、育児休業制度の活用や時間外勤務の縮減等に関し、助言や情報提供を行っている。

また、政府は、「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案」の提出に併せ、地方公務員についても配偶者同行休業制度を創設するため、「地方公務員法の一部を改正する法律案」を第185回国会に提出した。同法律案は、平成25年11月に成立し、26年2月21日から施行されている。

### (3) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画の拡大

内閣府では、地方公共団体に対して、各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性割合の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、有識者等の人材に関する情報提供を行っている。また、平成24年5月に、審議会等委員への女性の参画拡大について要請を行った。

また、平成24年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正を受けて、地方防災会議における女性委員の割合を高めるために工夫している地方公共団体の事例を紹介するなどして、地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大等を働きかけている（第15章第4節1参照）。

## 3 行政分野における男女共同参画の推進方策

内閣府では、女性の参画状況の「見える化」（可視化）を進めるための取組の一つとして、国家公務員採用試験からの採用者や管理職（本省課室長相当職以上）に占める女性割合、男性職員の育児休業取得率、審議会等委員に占める女性割合を府省別のランキング形式で整理するとともに、地方議会の議員に占める女性割合、地方公務員の管理職に占める女性割合、都道府県防災会議の女性委員割合等について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し、内閣府のホームページに掲載している。

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

### 第4節

## 雇用分野における女性の参画の拡大

「日本再興戦略」においては、これまで活かしきれなかった我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるよう、「出産・子育て等による離職の減少」、「指導的地位に占める女性の割合の増加」に向けて、①女性の活躍促進や仕事と子育てなどの両立支援に取り組む企業に対するインセン

ティブ付与等、②女性のライフ・ステージに対応した活躍支援、③男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境の整備の3本柱で施策を展開することとした（第5章第6節参照）。

政府においては、公共調達を通じた企業における男女共同参画を推進するため、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たって、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組んでおり、平成25年度には、内閣府2事業、総務省1事業、文部科学省1事業、厚生労働省17事業、農林水産省2事業、経済産業省2事業の計25事業について、評価項目として設定した。

内閣府では、平成25年4月に各府省に対して、また、同年6月には独立行政法人等に対して、それぞれ男女共同参画等に関する評価項目の設定を行うよう依頼した。また、地方公共団体に対しては、平成25年5月に、競争参加資格設定において社会性等を評価する項目を設定する場合、及び調査事業等において総合評価落札方式を適用する場合に、男女共同参画等に関する評価項目の設定を検討するよう依頼するなど、更なる取組を促している。

さらに、企業等における女性の活躍促進に向けた先進的な事業を地域で行い、地域に及ぼす影響や課題、効果の把握を行うため、地域における女性活躍促進事業を実施した。本事業では、6府県の提案を採択し、各地域において、①女性の活躍促進の取組に向けた企業への働きかけ、支援事業（富山県、愛媛県）、②企業等における女性の活躍促進に向けた地域におけるセミナー等開催事業（京都府）、③企業等におけるロールモデル、メンターに関する事例収集・情報発信事業（青森県、福井県、香川県）を展開した。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進している（第5章第1節及び第3節参照）。

## 第5節

## その他の分野における女性の参画の拡大

## 1 その他の分野における女性の参画の拡大

厚生労働省では、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務形態に応じた研修を実施している都道府県に対し、財政的に支援している。また、ライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、女性医師バンクにおいて就業斡旋等の再就業支援を行っている。

## 2 その他の分野における男女共同参画の推進方策

内閣府では、毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を取りまとめ、公表している。また、内閣府のホームページ内において団体、企業、大学、研究機関等におけるポジティブ・アクションに関する計画を登録、掲載するなど、広く情報発信を行っている。

また、平成25年12月には、全国の公益社団法人及び公益財団法人に対し、女性理事・監事の登用を促進するなど、女性の参画の拡大に向けて積極的に取り組むよう要請した。

## 第3章

## 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

## 第1節

## 男女共同参画の視点に立った社会制度の見直し

## 1 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度・慣行の検討

男女共同参画会議監視専門調査会が、平成24年7月に取りまとめた第3次基本計画の実施状況についての意見では、税制及び社会保障制度の見直しの推進、選択的夫婦別氏制度の導入等の検討の継続等が求められた。これを受けて、男女共同参画会議は、同年8月に、第3次基本計画に沿って関係施策を一層推進するよう、政府の取組を求めることを決定した。

また、「日本再興戦略」においては、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」こととされている。

## 2 社会保障制度の検討

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）において、働き方に中立的な社会保険制度を目指す等の観点から、短時間労働者への厚生年金・

健康保険の適用拡大や産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除等について規定されており、その円滑な施行に向けて、必要な準備や周知に取り組んだ。

## 3 家族に関する法制の整備等

男女共同参画会議監視専門調査会が、平成25年11月に取りまとめた意見「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」では、選択的夫婦別氏制度等の導入等に係る民法改正について、法案の提出に向けた努力の継続等が求められている。

法務省では、平成8年2月の法制審議会の答申（「民法の一部を改正する法律案要綱」）を踏まえた選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法改正については、引き続き慎重な検討が必要であるとの認識の下、ホームページを通じた国民への情報提供等に努めている。同答申の内容のうち、嫡出でない子の相続分の同等化については、平成25年9月4日に最高裁判所により、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分が違憲であると判断されたことを受け、同部分を削除する内容の改正法案を第185回国会に提出し、同

法案は同年12月に成立した。

## 第2節

### 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

#### 1 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進

内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施している。

独立行政法人国立女性教育会館では、男性の家庭・地域への参画を促進する取組事例を収集し、学習プログラム企画・実施のためのウェブサイト「男女共同参画と男性」<sup>2</sup>を開設した。

#### 2 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進

内閣府では、男性、子ども・若者世代等を含め、国民各層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視した広報啓発活動を推進しており、平成25年度には、事業主、働く女性・子育て中の主婦、女子学生等を対象に、ポジティブ・アクションの取組、仕事と子育ての両立支援、女性の活躍促進に向けた見える化推進事業、輝く女性応援会議等に関して、テレビ、ラジオ、新聞等を活用した政府広報を実施した。また、「男女共同参画社会」という用語の周知度を向上させるための取組を推進している。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する統計情報等のニュースレターの配信、リーフレットの作成・配布等を通じて、男女共同参画の形成に資する情報を配信している。また、所蔵する図書をテーマごとに選定し、パッケージ化して全国の大学や企業等へ広く貸し出している。

### 3 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

#### (1) 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

内閣府では、平成13年度より、6月23日から同月29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報・啓発活動を行っている。

また、平成20年度からは、男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布している。そのほか、ホームページやメールマガジン、Facebookを利用した情報発信を行ったり、男女共同参画に関する政策に関心のある報道関係者への情報提供を強化したりするなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を実施している。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法を一層定着させるとともに、ポジティブ・アクションの取組促進を図るため、第28回男女雇用機会均等月間（6月）を中心として、労使を始め社会一般に対し、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動を実施している。

法務省では、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、264支局、1万4,252人の人権擁護委員（平成26年4月1日現在））において、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、平成14年3月に閣議決定され、23年4月に一部変更された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、毎年12月4日から同月10日（人権デー）までの「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

#### (2) 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

内閣府では、国民、地方公共団体、国の行政機関の連携を図り、全国及び地域での取組を推進するため、「男女共同参画宣言都市奨励事業」、男女共同参画フォーラム及び男女共同参画社会づくりに向けての全国会議を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議の活動を通じ、

<sup>2</sup> 独立行政法人国立女性教育会館ウェブサイト「男女共同参画と男性」<http://www.gakusyu-program-nwec.jp/>

幅広く各界各層との情報・意見交換を行っている。

### 第3節

## 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

### 1 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げており、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等あらゆる機会を通じて、講演会や座談会の開催、新聞・雑誌等による啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及高揚を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進しており、この一環として、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」等を実施した。また、社会教育において、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」等の生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた様々な事業を展開しており、地域における人権教育の取組を支援した。

### 2 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進

内閣府では、ホームページや発行物等を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の方針等の広報に努めており、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、「女子差別撤廃条約実施状況第7・8回報告書について聞く会」等を開催した。また、東アジア男女共同参画担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム、第58回CSW等の国際会議の概要について、内閣府のホームページへの掲載等を実施した。

### 3 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用相談

電話「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口等を設置し、相談内容に応じた助言のほか、人権侵害事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努めている。

### 4 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進

法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。

### 5 政府職員の理解の促進等

内閣府では、各府省や地方自治体等の求めに応じ、職員研修等において男女共同参画の推進の必要性等について講師を派遣するなどの取組を行った。

### 第4節

## 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

### 1 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施

内閣府では、国及び地方公共団体（都道府県・政令指定都市）における男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び人権侵害事案の処理状況等を取りまとめ、定期的に男女共同参画会議監視専門調査会に報告している。

総務省では、男女共同参画担当委員を中心に、(ア)各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する、(イ)男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける、(ウ)デパート等に設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付けるなどの活動を行っている。

### 2 調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実等

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月閣議決定）においては、第3次基本計画に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）、地域別表章及び各歳別表章の充実を図ることが明記された。

また、「障害者基本計画（第3次）」（平成25年9

月閣議決定)では、障害者施策の適切なPDCAの観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図るとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する旨が盛り込まれた。

男女共同参画会議監視専門調査会が平成26年2月に取りまとめた「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」では、統計情報について可能な限り男女別データを把握することが必要であることを各府省が改めて共有することの必要性等が指摘されている。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet(ウイネット)”<sup>3</sup>」において、インターネット上の有用な資源の収集・提供、文献、統計、人材情報等の各データベースや、「男女共同

参画統計データブック」,「ニュースレター」,「ミニ統計集」の刊行により情報提供を行っている。

厚生労働省では、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として毎年公表している。また、女性就業支援センターのホームページにおいて、働く女性に関する統計の情報提供を行っている。

### 3 育児・介護等の時間の把握

総務省では、平成23年10月に実施した社会生活基本調査の結果を公表し、家事、育児、介護・看護等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供している(第6章第1節4参照)。

内閣府では、同調査の結果を用いて、家事活動等の無償労働の貨幣評価額の推計を行い、平成25年6月に公表した。

## 第4章

# 男性、子どもにとっての男女共同参画

### 第1節 男性にとっての男女共同参画

#### 1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

内閣府では、男性の意識改革への気運醸成のため、男性の地域や家庭への参画等につながる身近なテーマに基づく「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」を実施した。また、普及啓発活動を強化するため、男女共同参画を男性の視点から捉えるための基礎的な知識やコラム、シンポジウムの報告等を掲載している内閣府のホームページの「男性にとっての男女共同参画」のページを充実させた。

文部科学省では、働き方の見直しや子育てへの参画等について多様な選択を学ぶ機会を提供することを目的に、学生を対象とした男女が共に学ぶワークショップを実施した。

#### 2 企業における男性管理職等の意識啓発

内閣府では、関係団体と連携し、社会全体の機運を醸成するためのシンポジウム等を通じ、企業の男性管理職等に対して、仕事と生活の調和の実現やダイバーシティ経営の推進に向けた意識啓発を行った。

#### 3 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善

政府では、テレワークが様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している(第5章第5節2参照)。

#### 4 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援

厚生労働省では、身近な場所に子育て親子が気軽

<sup>3</sup> 独立行政法人国立女性教育会館女性情報ポータル“Winet(ウイネット)” <http://winet.nwec.jp/>



に集まって相談や交流ができるよう、「地域子育て支援拠点事業」を促進しており、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業として取り組んでいる。平成25年度（平成24年度補正予算）においては、（ア）保育所、公共施設の空きスペース、商店街の空き店舗、公民館等において実施する「一般型」、（イ）「一般型」の事業に加えて子育て家庭が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約、提供を行う利用者支援や、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働による支援等の地域支援を実施する「地域機能強化型」、（ウ）児童福祉施設等において子育て中の当事者等をスタッフに交えて実施する「連携型」の3つの類型により、子ども・子育て支援新制度への円滑な施行に向けた事業展開を図っている。

このほか、育児を積極的に行う男性「イクメン」及び「イクメン企業」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を実施しており、参加型の公式サイト<sup>4</sup>の運営やハンドブックの配布、男性の育児参加を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業の表彰等により、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している（第6章第1節1参照）。

## 5 男女間における暴力の予防啓発の充実

内閣府では、女性に対する暴力の根絶のための基盤づくりや若年層を対象とした予防啓発を推進するための取組を実施している（第10章第1節1参照）。

## 6 食育の推進

内閣府では、男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するために、「第2次食育推進基本計画」（平成23年3月食育推進会議決定）に基づき、日々の生活において食育に関する取組を実践できるように、平成24年5月に「食育ガイド」を作成し、普及啓発を図るとともに、25年6月に広島県広島市において第8回食育推進全国大会を開催するなど、食育に関する国民の理解の促進に努めた。

## 7 男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等

内閣府では、精神面で孤立しやすいと言われる男性に対する相談体制の確立に向けて、地方自治体等による男性向けの相談事業を支援するため、相談窓口設置・運営や相談員の確保育成を進める上での心構え、必要な情報や実践事例を整理したマニュアルを作成し、これに基づいて、地方公共団体の担当者を対象として、地域における男性相談体制を推進するキーマンを育成するための勉強会を開催した。

### 第2節

## 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

### 1 教育による男女共同参画の理解の促進

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導が充実するよう、新学習指導要領の一層の周知・徹底を図った。

また、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図った（第11章第2節4参照）。

### 2 子どもの健康の管理・保持増進の推進

内閣府では、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物の乱用防止のため、漫画家・福本伸行氏が描き起こしたオリジナルイラストを用い、新聞、雑誌等を活用した政府広報を実施した。

警察では、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

<sup>4</sup> 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト <http://ikumen-project.jp/index.html>

文部科学省では、学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心とした健康教育を実施するとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携等、課題解決に向けた計画の策定や、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施した。

また、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材を作成し、中学生・高校生に対し配布するなど、引き続き学校教育におけるエイズ教育等の充実を図った。

さらに、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布を行うとともに、平成24年度に実施した薬物等に対する意識等調査の報告書を作成し、都道府県教育委員会等に配布した。

そのほか、喫煙、飲酒について、総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布等を行った。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、若年層が、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「脱法ドラッグ」）・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正しい知識を持つための普及啓発読本を作成・配布している。また、薬物乱用防止に資するため「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等のイベントを開催している。また、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施している。

さらに、平成8年度以降継続的に行っている、厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）での調査によると、未成年の飲酒、喫煙は、調査開始時より減少してきているものの、なくなっていない。このような状況を踏まえて、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月閣議決定）や「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（平成24年厚生労働省告示第430号）では、未成年者の飲酒と喫煙を34年度までになくすという数値目標を設定してい

る。

### 第3節

## 子どもの健やかな成長と安全 で安心な社会の実現

### 1 子どもに対する暴力・虐待への総合的な 対策

児童虐待への対応については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成24年度には児童虐待防止法制定直前の約5.7倍に当たる6万6,701件となっている。子どもの生命が奪われるなどの重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待による死亡事件は毎年100件前後が発生・表面化する中で、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、その防止に向け、（ア）虐待の「発生予防」、（イ）虐待の「早期発見・早期対応」、（ウ）虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

厚生労働省では、（ア）発生予防に関しては、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業」の推進等の相談しやすい体制の整備等、（イ）早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有、「要保護児童

対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化、（ウ）保護・自立支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う保護者支援の推進等の取組等を進めている。

さらに、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。25年度においては、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月16日・大分県別府市）、広報用ポスター、リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（ラジオ、新聞広告等）により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、民間団体（特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

警察では、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じており、児童虐待の疑いのある事案では、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成18年4月一部改正）に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、児童が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

さらに、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）の積極的な推進により、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（平成25年度は、6月24日から6月30日まで）を実施するほか、相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミ

ニレター」を小中学生に配布し、さらに、子ども向けのインターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）を開設するなどして相談体制の充実を図っている。また、全国各地で講演会・研修会等の実施等の啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

また、平成25年度においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を契機として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間と同様の取組を、9月30日から10月4日までの間で、追加実施した。

文部科学省では、平成22年3月に厚生労働省と協議の上で策定した、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関する指針について、23年3月にその実施状況等を検証し、結果を公表するとともに、24年3月に児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に周知した。25年度においても、引き続き各種会議等で周知を図った。

さらに、被害者となった児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における相談体制の充実を支援している。

## 2 メディア・リテラシーの向上

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）（平成24年7月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」という。）に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施している。

総務省では、放送分野における青少年のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）の向上を目的として開発した小・中・高校生向けの教材を、教育関係者を中心に広く一般に提供しているほか、「放送分野におけるメディア・リテラ

シー」サイト<sup>5</sup>を通じて、同教材や小・中学校教員を対象とした授業実践パッケージ（授業レポート、授業指導案、ワークシート等）を広く公開している。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディア・リテラシーの育成に資する教材<sup>6</sup>の普及を図っている。さらに、子どもを取り巻くインターネットのトラブルについて、保護者・教職員が知っておくべき事項等をまとめた「インターネットトラブル事例集」<sup>7</sup>をウェブ上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用している。

特に青少年のスマートフォン利用が進む中、青少年のインターネット・リテラシーを可視化するため、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS: Intenet Literacy Assessment Indicator for Students）を開発した。そして、平成24年度に引き続き平成25年度においても、6月から7月にかけて、リテラシー能力を測定するためのテスト及びアンケートを全国の高校等24校の協力を得て実施・分析し、その結果概要を「平成25年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等」として取りまとめ、同年9月に公表した。

経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行っている。

### 3 児童ポルノ対策の推進

「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策等を推進している（第10章第4節2参照）。

### 4 児童買春対策の推進

警察では、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」とい

う。）に基づき、児童買春の取締りの推進、被害児童に対する継続的な支援等の保護対策を推進している。また、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。）を効果的に運用し、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童の保護を図っている（第10章第4節3参照）。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。

文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

## 5 「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、子どもが被害者となる人身取引対策の取組を進めている（第10章第6節参照）。

## 6 安心して親子が生活できる環境づくり

文部科学省では、補助金の交付及び地方財政措置により、市町村が経済的に就学困難な学齢児童生徒の保護者に行う就学援助事業の助成を始め、初等中等教育段階、高等教育段階それぞれにおいて教育費の負担を軽減するための取組を行っている（第8章第3節2参照）。

また、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の状態等に応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導等において、特別の教育課程の編成や少人数学級の編制、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識経験のある教職員、障害に配

<sup>5</sup> 総務省 「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイト [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/hoso/kyouzai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html)

<sup>6</sup> 総務省 ICTメディアリテラシーの育成 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/media\\_literacy.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html)

<sup>7</sup> 総務省 インターネットトラブル事例集 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

慮した施設・設備等を活用して、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進している。

さらに、いじめや不登校、児童虐待等、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、国と地方公共団体等が共同して実証的研究を実施した。

厚生労働省では、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援することなどにより、

小児救急医療を含め、小児医療の充実を図っている。

## 7 社会全体で子どもを支える取組

文部科学省では、未来を担う子どもたちを健やかに育むため、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を実施している。

# 第5章

## 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 第1節

#### 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

### 1 男女雇用機会均等の更なる推進

#### (1) 女性の就職問題に関する施策の推進

厚生労働省では、女子学生等が確かな職業選択が行えるよう、意識啓発を図っている（第12章第2節3参照）。

また、募集、採用における男女の均等な機会の確保を図るため、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等法に沿った男女均等な選考ルールの徹底を図るとともに、法違反が認められる企業に対しては是正指導を行っている。

文部科学省では、平成25年度以降の大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請を行った。また、新規中学校・高等学校卒業者の就職についても、文部科学省と厚生労働省の連名の通知により、経済団体等の関係者に対して男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるよう、配慮を依頼した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供等を実施している（第13章第3節参照）。

#### (2) 男女雇用機会均等法に基づく行政指導及び関係法令等の周知啓発

厚生労働省では、平成25年12月に、間接差別として禁止されている措置の範囲の拡大等を内容とする雇用等の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）の改正、セクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底の観点から「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号。以下「セクハラ指針」という。）の改正等を行った。企業における男女均等取扱い等を確保するため、男女雇用機会均等法について、改正内容も含め、労使を始め関係機関に対し、周知・啓発を実施している。また、企業を訪問し、雇用管理の実態を把握するとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対して、是正指導を行っている。

#### (3) コース等別雇用管理指針の周知徹底

厚生労働省では、平成25年12月に、従来、通達で示してきた内容を盛り込んだ「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」（平成25年厚生労働省告示第384号。以下「コース等別雇用管理指針」という。）の制定を行った（平成26年7月1日施行）。引き続き、コー

ス等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対して、実質的な男女別雇用管理とならないよう、コース等別雇用管理指針の周知徹底を図るとともに、男女雇用機会均等法に違反する企業に対しては是正指導を行っている。

#### (4) 個別紛争解決の援助、相談体制の充実

厚生労働省では、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアル・ハラスメント、母性健康管理措置等に関する労働者と事業主との間の紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの措置が十分活用されるよう、紛争解決援助制度について、労働者等に積極的に周知している。

## 2 男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」(平成22年8月)や「ポジティブ・アクションを推進するための「見える化」支援ツール」の作成、普及・啓発により、企業の自主的な取組を支援している。

## 3 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進

厚生労働省では、事業主のセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及びセクハラ指針の内容について、平成25年12月の改正内容も含め、周知・啓発を図るとともに、措置を講じていない企業に対しては是正指導を行っている。さらに、専門知識を持った雇用均等指導員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び企業等からの相談に適切に対応している。

## 第2節

## 非正規雇用における雇用環境の整備

### 1 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進

#### (1) パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の推進と事業主の取組への支援

厚生労働省では、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)に基づく是正指導や専門家による相談・援助のほか、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援や助成金の活用等により、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進している。

#### (2) 有期契約労働者、派遣労働者の待遇の均衡等の検討

厚生労働省では、平成25年4月に全面施行された、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みの導入等を内容とする、労働契約法の一部を改正する法律(平成24年法律第56号)の内容について周知・啓発を行った。

また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)では、派遣労働者の賃金等の決定に当たり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮する旨の規定等が盛り込まれており、同法の趣旨や内容について周知・徹底を図っている。さらに、今後の労働者派遣制度の在り方については、平成26年1月に、労働政策審議会において、派遣労働者の均衡待遇の更なる推進を図る内容を含む建議がなされ、2月に労働者派遣法改正法の法律案要綱について答申が行われた。これらを踏まえ、労働者派遣事業を全て許可制とし事業の質の向上を図ることや、派遣期間制限を見直すこと、派遣労働者の均衡待遇やキャリアアップの推進を図る等の内容が盛り込まれた「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」を第186

回国会に提出した。

## 2 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進

有期契約、パート、派遣労働者等の非正規雇用には、企業側の人材ニーズや労働者に様々な働き方の選択肢が提供されるなどの面もあるが、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題がある。

厚生労働省では、非正規雇用の労働者の雇用の安定や処遇の改善を図るため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、企業内でのキャリアアップを支援するための総合的な対策として、「有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト」を実施した。具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善など非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進する事業主に対する包括的な助成措置としてキャリアアップ助成金を創設し、その活用の上で、配慮するよう努めることが望ましい事項をまとめた「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」の周知等を、ハローワークが中心となって推進している。

また、「日本再興戦略」を受けて、職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集、周知・啓発を行うとともに、平成25年9月より、「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会<sup>8</sup>を立ち上げ、議論を行った。

## 3 パートタイム労働対策の総合的な推進

### (1) パートタイム労働者の適正な労働条件の確保

厚生労働省では、パートタイム労働法に基づく是正指導や専門家による相談・援助等、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進している。さらに、平成19年のパートタイム労働法改正法附則に置かれた検討規定を踏まえ、労働政策審議会雇用均等分科会において今後のパートタイム労働対策の在り方について検討を行い、24年6月に建議がなされた。この建議に基づき、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や納得性を高めるための措置等の更なる充実を内容とする「短

時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」を第186回国会に提出した。同法案は、26年4月16日に可決・成立した。

### (2) パートタイム労働者への年金制度の適用

現行の制度では、所定労働時間が正社員の4分の3未満（週30時間未満）の者は、被用者であっても社会保険（厚生年金・健康保険）の適用を受けていない。

被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネット機能を強化するとともに、社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを見直すことで女性の就業意欲の促進を目指す、という観点から、「短時間労働者への社会保険の適用拡大」が年金機能強化法に盛り込まれている。適用拡大は、平成28年10月から施行されることとされており、その円滑な施行に向けて、必要な準備や周知に取り組んでいる。

具体的な適用基準は、(ア) 週20時間以上 (イ) 月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）(ウ) 勤務期間1年以上 (エ) 学生は適用除外 (オ) 従業員501人以上としており、法律施行後3年以内に、検討を行うこととしている。

## 第3節

## ポジティブ・アクションの推進

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組である、ポジティブ・アクションが不可欠である。このため、厚生労働省では、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行い、その一層の促進を図っている。具体的には、ポジティブ・アクションの取組や「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」<sup>8</sup>を活用した女性の活躍状況の情報開示についての個別の企業に対する働きかけの実施、ポジティブ・アクションに積極的に取り組む企業に対する助成措置の実施、「均等・両立推進企業表彰」の実施、経営者団体等と連携した

<sup>8</sup> 厚生労働省委託事業 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト <http://www.positiveaction.jp/>

女性の活躍推進協議会の開催等を実施している。

さらに、メンター制度やロールモデルの普及促進により、女性労働者が就業を継続していけるような環境づくりを支援している。

## 第4節

### 女性の能力発揮促進のための支援

#### 1 女性の活躍事例の発信

独立行政法人国立女性教育会館では、企業の管理職等を対象に、女性の活躍事例等を取り上げた「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」や、女子学生を対象にキャリアモデルによるパネルディスカッションを盛り込んだ「女子大生キャリア形成セミナー」を実施した。

#### 2 在職中の女性に対する能力開発等の支援

##### (1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省では、全国的女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等女性関連施設等に対する支援施策を実施している。

##### (2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣等を行うほか、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

##### (3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

厚生労働省では、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助

成、情報提供・相談援助等を行っている。

## 第5節

### 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

#### 1 再就職に向けた支援

厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナー（全国177か所（平成25年度末現在））において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、託児付きセミナー等を実施している。

経済産業省では、育児等で退職し、再就職を希望する主婦等に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するために、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する「中小企業新戦力発掘プロジェクト」を実施している。

#### 2 仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進

短時間正社員は、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動等個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待されている。短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、制度導入支援マニュアルを配布したほか、制度を導入した事業主に対する助成金等の活用、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営等により、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供を実施した。

平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、「就業継続が困難となる子育て期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者などを対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016年までにその本格的な構築・普及を図り、女性の社会進出や少子高齢化社会における労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立などを促進する」こととされるなど、これまで以上にテレワークの普及促進に取り組むこととして



いる。

関係省庁では、テレワークが様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を連携して推進している。

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、平成17年度に設立した産学官から成る「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効果的な運用に資する調査研究及び普及活動を展開している。

総務省では、テレワークの本格的普及を図るため、全国の企業等に対してテレワークの導入・運営に向けた専門家派遣、これら取組を通じたテレワーク導入事例の策定を行った。さらに、全国でセミナーを開催し、その普及を図った。

厚生労働省では、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進のため、平成20年7月に改定された「在宅勤務ガイドライン（情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン）」について、事業主への周知・啓発を行うとともに、テレワーク相談センターによる相談対応や、事業主・労働者等を対象としたセミナーを開催した。

さらに、在宅ワークについて、契約条件の文書明示や適正化等を示した「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、「ホームワーカーズウェブ」の運営により、在宅ワーカー及び在宅ワークの発注者に対する情報提供等の支援事業を実施した。

国土交通省では、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握等を行った。

### 3 女性起業家に対する支援

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行っており、女性、若者／シニア起業家支援資金については、平成25年度補正予算により対象となる貸付企業の創業年限を拡充し、運転資金の貸付利率を引き下げた。また、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業（第二創業含む）に対して、店舗借入費や設備費等

の創業に要する費用の一部を支援した（採択実績：7,060件（平成26年4月時点））。

## 4 雇用・起業以外の就業環境の整備等

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者に対し、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進した。

### 第6節

## 女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、日本の強い経済を取り戻すためには、女性の活躍推進が不可欠である。

こうした認識の下、平成25年4月、内閣総理大臣から経済界に対し、「『2020年30%』の政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用する。まずは役員に一人は女性を登用する。」「子どもが3歳になるまで育児休業や短時間勤務を取得したい男女が取得しやすいように職場環境を整備する。」の2点を要請した。

平成25年2月から開催された若者・女性活躍推進フォーラムでは、5月に議論を集約し、直面する課題と抜本的解決に向けた具体的方策を盛り込んだ「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」を取りまとめた。

「日本再興戦略」においては、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるよう、「出産・子育て等による離職の減少」、「指導的地域に占める女性の割合の増加」に向けた施策を盛り込んだ。

施策の1つ目の柱は、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等である。企業によるポジティブ・アクション等の取組を通じた女性の活躍促進や、仕事と子育て等の両立支援への取組は、中長期的には企業の持続的な成長を可能とし、企業価値を高めることにつながるが、成果が現れるまでには一定の時間を要するため、企業の自主的な取組を政策的に後押ししていく必要がある。このため、企業へのインセンティブ付与等として、ポジティブ・アクションに係

る一定の研修プログラムを実施する事業主への新たな助成金制度を創設するほか、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の措置の活用等を図ることとしている。また、内閣府のホームページやコーポレート・ガバナンス報告書を通じた、企業における女性の活躍状況の「見える化（可視化）」の推進、女性の登用状況の「見える化」に優れ、登用の実績が上がった企業を対象とした総理表彰の創設、女性の社外役員候補者のデータベース化等に取り組むこととしている。

2つ目の柱は、女性のライフステージに対応した活躍支援である。働きたい女性が、仕事と子育てとの二者択一を迫られることなく働き続けることが可能となれば、「M字カーブ問題」の解消につながるだけでなく、仕事に必要な知識やスキルの向上、キャリアの形成を図ることが可能となる。このため、育児休業給付の給付率を見直すほか、育児休業中や復職後の能力アップに向けて、キャリア形成促進助成金に「育休中・復職後等能力アップコース」を新設することとしている。併せて、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）の延長・強化を図るとともに、「イクメン企業アワード」の創設など男性の家事・育児参画等を推進することとしている。このほか、企業ニーズに即した大学等における社会人・女性の学び直しの支援など再就職に向けた支援や、女性の起業・創業等地域需要を起こすビジネスへの支援を展開することとしている。

3つ目の柱は、男女が共に仕事と子育て・生活等を両立できる環境の整備である。ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた雇用環境の整備として、長時間労働の抑制や多様で柔軟な働き方を促進するため、テレワーク普及に向けた新たなモデル確立の実証事業を実施するほか、労働時間法制の見直しについて、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会において総合的な議論を行うこととしている。また、子育てに係る社会基盤を整備するため、待機児童解消加速化プランを展開することとしている。

さらに、「成長戦略進化のための今後の検討方針」では、その最初に「女性が輝く日本」の実現が

掲げられており、平成26年年央の成長戦略改訂に向けて政府一丸となって検討を進めている。具体的には、企業における女性登用の促進や男女がともに豊かな生活とキャリアアップを両立できる職場・社会づくり、女性の活躍を支える社会基盤整備について検討を進めている。また、女性が輝く社会の実現に向けたムーブメントとして、地域においても、情報発信・意見交換を積極的に行い、女性の活躍のためのプラットフォームの構築を支援することとされており、26年3月には輝く女性応援会議を開催した。

内閣府では、女性の活躍推進に向けた企業の取組を、投資家、就業希望者、消費者等から「見える」ようにし、当該企業が市場で評価されることを通じて、企業の自主的な取組が他の企業にも波及していくような好循環を実現するため、企業における女性の活躍状況の「見える化（可視化）」を推進している。具体的には、平成26年1月に「女性の活躍『見える化』サイト」<sup>9</sup>を開設し、上場企業のうち公表について了解があった1,150社（全上場企業の32.4%）について、役員・管理職の女性比率や女性登用に関する目標のほか、男女別の勤続年数、新卒者の定着率、育休の取得者数・復職率、残業時間、年休取得率等13項目のデータを公表している。

また、資本市場における女性の活躍状況の「見える化」（可視化）の取組として、平成25年4月に各金融商品取引所が実施した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領改訂に合わせて、上場企業に対し、女性の活躍状況を積極的に開示するよう働きかけを行った。さらに、本改訂後の同報告書での役員への女性の登用状況等の記載について、開示状況の整理・把握、好事例の選定、諸外国制度の調査を実施した。その結果は、26年2月に開催した企業の役員や投資家等を対象としたシンポジウム「女性の活躍」と非財務情報の開示～経営戦略としての取組に向けて～」等において公表し、上場企業に対して一層の開示促進を働きかけた。

厚生労働省では、個別企業に対し、ポジティブ・アクションの取組と併せ、企業の取組内容等を閲覧・検索できる「ポジティブ・アクション応援サイト」や自社の女性活躍推進についてサイト上で宣言できる「女性の活躍推進宣言コーナー」等各種コン

<sup>9</sup> 内閣府 女性の活躍「見える化」サイト <http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/mierukasite.html>

テンツを備えた「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」を活用した女性の活躍状況の情報開示を働きかけるとともに、当該サイトによりポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供を行っている。

経済産業省では、平成24年度から女性等の多様な人材をいかす経営に取り組む企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」を開始し、二年目の25年度は、大企業25社、中小企業21社の計46社を選定

した。ダイバーシティ企業の取組を発信し、積極的に取り組む企業の裾野の拡大を通じて、女性活躍推進の加速化を図っている。

また、この「ダイバーシティ経営企業100選」との相乗効果を狙い、女性活躍に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」の発表を東京証券取引所と共同で実施しており、二年目の25年度は、26社を選定した。

## 第6章

# 男女の仕事と生活の調和

### 第1節 仕事と生活の調和の実現

#### 1 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、政労使の合意の下、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が策定され、これに基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組が行われている。「行動指針」には、平成32年（2020年）に向けた数値目標が設定されているほか、点検・評価を行うこととされている。

仕事と生活の調和推進官民トップ会議の下に設置されている仕事と生活の調和連携推進・評価部会（以下「評価部会」という。）は、平成25年度において数次にわたって開催され、「憲章」・「行動指針」に基づく取組の点検・評価を行った。点検・評価結果については、企業と働く者、国民、国、地方公共団体等の取組を今後の展開を含めて紹介するとともに、今後重点的に取り組むべき事項を提示した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」を取りまとめ、同年12月に2013年版を公表した。同レポートでは、「行動指針」が策定された

平成19年（2007年）から数値目標の目標年である32年（2020年）までのほぼ中間年にあたることから、「週60時間以上の雇用者の割合」、「年次有給休暇取得率」、「男性の育児休暇取得率」、「6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」、「第1子出産前後の女性の継続就業率」等、進捗に遅れの見られる指標等について、意識調査等により実態を把握・分析した上で、「行動指針」策定時から現在までの動向をフォローアップするとともに、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても、今後、明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していくとしている。

内閣府では、「憲章」等において企業とそこで働く者が働き方の改革に自主的に取り組むこととされていることを踏まえ、平成24年度より開始した「仕事と生活の調和取組事例紹介事業」において、働く者の取組として、部・課・班・チーム等の単位で業務の効率化等働き方の改善に取り組むことでワーク・ライフ・バランスに成果を上げたチーム等の事例を公募し、好事例を「カエルの星」として認定している。平成25年度は6チームを認定し、広報誌「共同参画」やメールマガジン等を通じて情報発信した。

また、気運の醸成に向けた取組として、「カエル！ ジャパン」キャンペーンを推進しているほか、月に1回、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や関連行事等の周知や情報を分かりやすく紹介する

「カエル！ジャパン通信」を配信している。

さらに、東日本大震災による節電の影響により多くの企業が時短勤務や勤務時間帯の変更等働き方の見直しを行うこととなったことを踏まえ、東日本大震災による節電対応の前後を含む期間における企業の対応の把握・分析を通じて、働き方に関する様々な課題を明らかにし、今後の検討に資するための調査を実施し、その結果を平成25年4月に公表した。

加えて、平成25年度は、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため、関係団体と連携し、経営者及び管理職を対象としたセミナーを開催した。また、地方自治体の担当者を対象としたセミナーを開催し、各地域の企業に対するワーク・ライフ・バランスの取組強化を図った。

厚生労働省では、「憲章」及び「行動指針」を踏まえつつ、あらゆる機会を捉え、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

特に父親の子育てについては、育児を積極的に行う男性「イクメン」を周知・広報し、社会的な機運醸成を図ることを目的とした「イクメンプロジェクト」において、参加型の公式サイト<sup>10</sup>の運営やハンドブックの配布等を行っている。平成25年度においては、新たに男性の育児参加を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業を表彰する「イクメン企業アワード」を創設し、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。

イクメン本人だけでなく、周りの人や企業等広く社会に活動を広げていくために、公式サイトではイクメンを応援するイクメンサポーターを募集している。さらに、イクメンサポーター企業が従業員向けに行っている両立支援の取組を紹介するなど、企業の自発的な取組を促進している。

## 2 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

### (1) 働き方の見直し

依然として週60時間以上就業する労働者の割合が高水準で推移し、年次有給休暇の取得率が5割を下回る状況にあり、労働者の意識や抱える事情の多様

化等の課題に対応するために、厚生労働省では、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号））に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な取組を促進する施策を推進した。

### (2) 父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直し

文部科学省では、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供を支援している。

また、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育を考える集いや、企業に出向いた学習講座の実施等を支援している。

### (3) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価

平成25年4月に内閣総理大臣が経済界に対し、子どもが3歳になるまで育児休業や短時間勤務を取得したい男女が取得しやすいように職場環境を整備することを要請した。これを踏まえ、厚生労働省では、企業における仕事と家庭の両立支援について、引き続き育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及び次世代法の履行確保に取り組んでいる。また、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代法に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

平成20年12月に次世代法が改正されたが、この改正法の施行により、23年4月1日から「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務となる企業が常時雇用する従業員数301人以上の企業から101人以上の企業へ拡大された。これを受けて厚生労働省では、次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため、厚生労働大臣が指定した事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策

<sup>10</sup> 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト <http://ikumen-project.jp/index.html>

定・届出等の促進を図っている。

次世代法は平成26年度末までの時限立法であるが、平成25年12月10日に労働政策審議会においてなされた建議を踏まえ、26年1月23日の同審議会において、同法の有効期限の10年間の延長や、新たな認定（特例認定）制度の創設等を内容とする法律案要綱について諮問及び答申が行われた。当該答申を踏まえ、改正法案を第186回国会に提出した。同法案は、26年4月16日に可決・成立した。

また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができる。この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、平成23年6月に創設された認定企業に対する税制上の措置<sup>11</sup>を幅広く周知し、認定の取得促進を図っている。

【参考：平成26年4月末現在】

○ 一般事業主行動計画届出状況	
規模計	64,457社
101人以上企業	44,242社 (届出率93.6%)
301人以上企業	13,917社 (届出率94.1%)
101人以上300人以下企業	30,325社 (届出率93.3%)
100人以下企業	20,215社
○ 認定企業	1,841社

育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、両立支援等助成金の支給を行っている。

さらに、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組を推進するため、インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や両立支援を積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイ

ト「両立支援のひろば」<sup>12</sup>を運用するとともに、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例をまとめた「ベストプラクティス集」の普及による効果的・効率的な情報提供を行っている。

加えて、仕事と育児・介護等との両立支援のための取組を積極的に行っており、かつ、その成果が上がっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組をたたえ、広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進している。

また、国及び地方公共団体においても、職員を雇用する「事業主」の立場から、職員の仕事と子育ての両立支援等に関する「特定事業主行動計画」を策定することとされており、実情を踏まえつつ、より一層職員の職業生活と家庭生活の両立を図っている。

#### (4) 自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及

農林水産省では、生産と育児や介護との両立を支援するため、家族経営協定の締結の促進を図った。

### 3 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

厚生労働省では、育児・介護休業法の内容について周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている育児・介護休業や短時間勤務制度等の措置等の両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

都道府県労働局雇用均等室では、計画的に事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、育児・介護休業法に規定されている制度の普及・定着に向けた行政指導を実施している。また、育児休業等の申出や取得を理由とし

<sup>11</sup> 平成23年4月1日から26年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において次世代法に基づく認定を受けた企業は、認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等のうち、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

<sup>12</sup> 厚生労働省委託事業 両立支援総合サイト「両立支援のひろば」 <http://www.ryouritsu.jp/>

た不利益取扱いに対しては、相談者の意向に配慮しつつ、相談事案が生じている事業所に対する報告徴収を積極的に実施し、迅速かつ厳正に対応している。

また、育児休業を取得した労働者の雇用の継続を目的として、雇用保険を財源に、育児休業給付（休業前賃金の50%）を支給しているが、労働政策審議会雇用保険部会が平成25年12月に取りまとめた「雇用保険部会報告」においては、男女ともに育児休業を取得していくことを更に推進するため、育児休業開始時から最初の6月の間については67%の給付率とすべきであるとされた。この内容を盛り込んだ「雇用保険法の一部を改正する法律案」を平成26年1月に第186回国会に提出し、同年3月に成立した。

政府では、テレワークが様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している（第5章第5節2参照）。

## 4 仕事と生活の調和等に関する統計の整備

総務省では、平成23年度に年次有給休暇の取得日数、仕事からの個人の年間収入等、仕事と生活の調和の分析に資する項目を新たに追加して実施した社会生活基本調査の結果を公表し、「行動指針」の数値目標となっている「6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」を始めとした仕事、家事、育児、趣味・娯楽、スポーツ、休養等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供している。なお、「公的統計の整備に関する基本的な計画」においては、ワーク・ライフ・バランスの推進状況をよりの確に把握できるよう、社会生活や国民生活の基礎的事項を明らかにする統計の充実を図ることとしている。

### 第2節

## 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

### 1 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

#### (1) 総合的な子育て支援の推進

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施

策内容と数値目標を盛り込んだ、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）に基づく「少子化社会対策大綱」（平成22年1月閣議決定）に基づき、総合的な子育て支援を推進している。

また、少子化社会対策会議は、平成25年6月に、「少子化危機突破のための緊急対策」を取りまとめ、「子育て支援」の強化、「働き方改革」の強化に、「結婚・妊娠・出産支援」を加えた3本の矢で、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」に取り組むことを決定した。

平成25年度補正予算では、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援するため、地域少子化対策強化交付金を創設した。

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について、平成24年に成立した子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号））に基づく新たな子ども・子育て支援制度（以下「新制度」という。）では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。具体的には、（ア）認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、（イ）認定こども園制度の改善、（ウ）地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

新制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、平成27年に予定されている消費税率10%への引き上げの時期を踏まえ、早ければ同年4月に本格施行となる予定である。このため、内閣府では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、

子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、25年4月に設置した子ども・子育て会議において、新制度の本格施行に向けた具体的な検討を進め、同年8月には子ども・子育て支援の意義や施策に関する基本的事項等について定めた基本指針のおおむねの案を公表し、また、新制度における施設・事業の各種基準等について26年1月までにおおむねの内容を取りまとめた。

さらに、地方公共団体においては、次世代法に基づき、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進等を内容とする地域行動計画が策定され、これに基づく取組が進められている。

地域行動計画は、5年を1期として全ての地方公共団体に策定が義務付けられており、都道府県及び市町村においては、平成21年度中に策定した「後期行動計画」に基づき、取組が進められた。

## (2) 経済的な子育て支援の充実

子育て世帯に対する現金給付については、平成24年3月に成立した「児童手当法の一部を改正する法律」（平成24年法律第24号）により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同年4月から新しい児童手当制度が施行された。これにより、所得制限額（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）未満の者に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童一人当たり月額1万5,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童一人当たり月額1万円の児童手当が支給されている。また、所得制限額以上の者に対しては、特例給付として、当分の間、児童一人当たり月額5,000円が支給されている。なお、施設入所等児童についても、児童手当が支給されている。

## (3) 保育サービスの整備等

厚生労働省では、喫緊の課題である待機児童の解消に向け、新制度の施行を待たずに、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定した。これを推進するため、「安心子ども基金管理運営要領」（平成21年3月文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の改正を

行い、小規模保育事業、幼稚園における長時間預かり保育事業や認可を目指す認可外保育施設への支援等を盛り込むことで、保育等の充実・拡充を行った。平成25年度補正予算では、この要領改正により支援を開始した事業に係る所要の経費を計上するとともに、保育の受け皿拡大に向けた保育所等の施設整備や小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等を実施するための改修等を行うため、「安心子ども基金」を積み増すとともに、実施期限を1年延長し、待機児童解消を目指す保育所等の整備を推進している。

「待機児童解消加速化プラン」を推進するためには、保育を支える保育士の確保が重要である。平成24年度補正予算以降、自治体における保育士確保を支援するため、安心子ども基金を活用し、処遇改善や潜在保育士の再就職支援等に取り組んでいる。

また、厚生労働省では、平成25年10月からハローワークにおいて「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施するとともに、内閣府と連携し、平成25年11月以降、保育士確保に関する政府広報を実施するなど、保育士確保に取り組んでいる。

## (4) 放課後子どもプランの推進

文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後子供教室と放課後児童クラブが連携して実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、推進を図っている。

平成25年度においては、文部科学省の「放課後子供教室事業」は全国1万396か所（平成25年8月現在）で、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は全国2万1,482か所（25年5月現在）でそれぞれ実施している。

## (5) 地域における子育て支援の拠点等の整備

文部科学省では、「幼稚園教育要領」に基づき、幼稚園の標準の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中等に行われる、いわゆる「預かり保育」や、子育て相談や子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等、幼稚園における子育て支援活動を推進している。

平成25年度においては、全国の幼稚園の教員等を対象に、幼稚園教育要領等の趣旨の理解を推進する

ための協議会を開催し、幼稚園における子育て支援の更なる推進を図っている。また、公立幼稚園については地方交付税により、私立幼稚園については私学助成等により、預かり保育や子育て支援活動を支援している。

幼稚園、保育所等のうち、(ア)就学前の子どもに教育・保育を提供する機能(保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能)、(イ)地域における子育て支援を行う機能(全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供等を行う機能)を備える施設について、都道府県知事等が認定する認定こども園制度が平成18年10月から開始された。この認定こども園の認定件数は、26年4月1日現在、全国で1,359件となっている。認定こども園制度の普及促進のため、新制度においては、「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として認可・指導監督権限を一本化し、認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付(施設型給付)を創設して財政支援を一本化することなどにより、認定こども園制度の更なる普及促進を図ることとしている。

また、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を幼稚園就園奨励費補助金により補助している。また、当該補助金は、小学校3年生以下の兄・姉がいる第2子以降の園児については、第1子よりも手厚い保護者負担の軽減措置を実施しており、平成25年度は私立幼稚園における補助単価を引き上げるとともに、幼稚園に同時就園する第3子以降については、保育所と同様に所得制限を撤廃し、保護者負担を無償とした。

#### (6) 地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進

厚生労働省では、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって、相談や交流を行う地域子育て支援拠点の設置を推進しており、平成24年度は7,936か所で実施されている。また、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業の取組を推

進しており、同年度は7,903か所で実施されている。加えて、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進しており、平成24年度は699か所で実施されている。

文部科学省では、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を推進している。

また、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議を行っている。平成25年度においては、24年3月に取りまとめた家庭教育支援の推進に関する報告書や、25年6月に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」を踏まえた今後の家庭教育支援の充実に向けて、東京都と福岡県北九州市において研究協議会を開催し、全国的な啓発を行った。そのほか、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」による支援を更に普及し、より効果的な取組を促進するため、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を開催し、平成26年3月に審議の整理を取りまとめた。

さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠等を始めとする子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するとともに、「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」を開催し、平成26年3月に審議の整理を取りまとめた。

#### (7) 子育てのための生活環境の整備

国土交通省では、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境を確保するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを利用した融資等により、良質な持家の取得を支援している。

また、公的賃貸住宅における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援したほか、地方公共団体においても、地域の実情を踏



まえ、子育て世帯に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行っている。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行っている。

加えて、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を実施しているほか、安全で安心して利用できる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS:スペシャル・トランスポート・サービス）の普及を推進している。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく取組のほか、公共交通機関や公共施設等におけるベビーカー利用がしやすい環境づくりに向けた検討を行い、ベビーカー利用に配慮する統一的なマーク、ベビーカー利用にあたっての「お願い」を決定した（第9章第2節2参照）。

警察では、子ども連れでも安心して歩くことができるよう、生活道路等において、最高速度30キロメートル毎時の交通規制の実施や信号機等の交通安全施設等の整備を行い、通過交通の進入抑制や速度抑制、外周となっている幹線道路における交通流円滑化等の道路交通環境の整備に努めた。

また、子育て支援の効果をも有する交通安全対策として、幼稚園・保育所等と連携したチャイルドシートの正しい使用方法に関する講習会や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する自転車教室を開催したほか、地方公共団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートや幼児二人同乗用自転車の普及促進に積極的に取り組んだ。

さらに、安全で快適な駐車環境の提供により、高齢運転者や妊娠中の運転者等を支援するため、高齢運転者等専用駐車区間の整備に努めた。

このほか、文部科学省、国土交通省、警察庁では、平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進した。

## 2 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実

厚生労働省では、介護支援策の充実を図るため、介護予防対策の推進や介護・福祉サービスの基盤整備、介護サービスの質の確保を図るとともに、介護従事者の処遇改善や人材の養成・確保対策を推進している（第9章第1節3参照）。

### 第3節

## 働く男女の健康管理対策の推進

### 1 メンタルヘルスの確保

厚生労働省では、事業者がメンタルヘルスケアに取り組む際の原則的な実施方法を示した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月健康保持増進のための指針公示第3号）に基づく取組が実施されるよう、事業者に対し、労働基準監督署を通じた指導や各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターによる支援を実施している。

また、厚生労働省のウェブサイト「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」<sup>13</sup>を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して「メンタルヘルス対策の基礎知識」や「悩みを乗り越えた方の体験談」等、メンタルヘルスに関する様々な情報提供を行っている。

さらに、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病した場合の労災補償について、平成23年12月に策定した労災認定基準に基づき、審査の迅速化を図るとともに、労災認定基準の周知に努めている。

### 2 女性労働者の母性保護及び母性健康管理

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図っており、その

<sup>13</sup> 厚生労働省委託事業 こころの耳 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

一環として企業や働く女性に対し、母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」<sup>14</sup>のウェブサイトの運営を行っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど男女雇用機会均等法違反の企業に対し、行政指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

さらに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出さ

れた医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

### 3 妊娠・出産する女性の就業機会確保

妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いについては、男女雇用機会均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対して是正指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

## 第7章

# 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

### 第1節

## 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 1 意識と行動の変革

農林水産省では、農山漁村に残存している固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるよう、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。

また、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活の実践に結び付く食育を推進した。

### 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」

(平成22年3月閣議決定)を踏まえて設定した女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の達成に向け、全国各地における地域研修会の開催、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施した。また、経営管理能力等の向上に向けた研修や情報提供を通じ、女性リーダーの育成を図った。

また、農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に着実に反映されることが重要であるため、地域の中心となる経営体や地域農業の在り方等を定める人・農地プランの検討に当たっては、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性とすることを求めるなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を積極的に促進した。

### 第2節

## 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省では、地域農産物を活用した起業活動による農産物加工や販売等を通じて、我が国の農

<sup>14</sup> 「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」  
PCサイト：<http://www.bosei-navi.go.jp/>  
携帯サイト：<http://www.bosei-navi.go.jp/mobile/>

業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者の活躍への支援を充実・強化することとし、女性による経営や起業活動、6次産業化の取組を更に発展させるため、関連する施策をより強力に進めていく観点から、補助事業の実施に当たり、女性による取組事例の情報提供等を通じて女性による事業活用を促進した。

また、女性経営者相互のネットワークの形成や、異業種・民間企業経営者との交流・情報交換を通じて、それぞれの経営や活動を発展させることができるよう支援した。

さらに、家族の話し合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定について、若い世代を中心とした普及啓発を図った。

## 第8章

# 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

### 第1節

## セーフティネットの機能の強化

### 1 社会保険の適用拡大の検討

厚生労働省では、非正規労働者への雇用保険の適用拡大（6か月以上雇用→31日以上雇用）について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組んでいる。

また、年金機能強化法に規定された短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大の円滑な施行に向けて、必要な準備や周知に取り組んでいる（第3章第1節2参照）。

### 2 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立

厚生労働省では、雇用保険を受給できない求職者を対象に、職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金を支給することなどにより早期の就職を支援する「求職者支援制度」を実施している。

### 第3節

## 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

### 1 快適に働くための条件整備

農林水産省では、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進した。

### 2 高齢化の進展への対応

農林水産省では、農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が、農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援した。

### 第2節

## 雇用・就業の安定に向けた課題

就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和等を進めるとともに、男女の社会における活動の選択に対する中立性等の観点から社会制度の検討を行った。

### 第3節

## 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

### 1 ひとり親家庭等に対する支援の推進

厚生労働省では、母子家庭の母等について、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等に基づき、（ア）保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、（イ）母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金等の就業支援策、（ウ）養育費相談センターの設置等の養育費の確保策、（エ）児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援策と

いった自立支援策を総合的に展開している。また、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）等に基づき、就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行っている。

平成25年度においては、母子家庭自立支援給付金の対象を父子家庭の父にも拡大するなど、上記施策の推進を図るとともに、安心こども基金を活用してひとり親家庭等の在宅就業の環境整備の推進等、就業・自立に向けた支援を実施した。また、ひとり親家庭の自立支援の拡充を図るため、児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号）により児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（平成22年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。

なお、この改正児童扶養手当法附則におかれた施行後3年後の見直しに向けた検討規定に基づき、平成25年5月から、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会を開催して、ひとり親家庭への支援施策の在り方について検討し、同年8月に「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」（中間まとめ）が取りまとめられた。これを踏まえて、母子家庭・父子家庭に対する支援の拡充や、児童扶養手当と公的年金給付等との併給調整の見直しなどを内容とする法案を第186回国会に提出した。同法案は、26年4月16日に可決・成立した。

## 2 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組

文部科学省では、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、例えば以下のような取組により教育費の負担軽減を進めている。

ア 幼稚園の入園料や保育料に係る経済的負担を軽減する「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を補助している（第6章第2節1（5）参照）。

イ 経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者への就学援助を実施する市町村に対して、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者の就学援助にかかる経費を補助している。なお、要保護者に準

ずる程度に困窮している準要保護者の就学援助にかかる所要の経費については、地方財政措置が行われている。

ウ 高等学校等については、引き続き公立高等学校の授業料を無償とするとともに、私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減している。なお、低所得者支援の充実と公私間格差是正のため、平成25年11月に、本制度への所得制限の導入を内容とする公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）が成立した。

エ 高等教育段階における取組として、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免等への支援を行うとともに、学生等に対し、自らが次の社会の担い手であることの気づきを促す各大学等の取組を奨励している。また、大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用等を通じた支援を行っている。

## 第4節

### 男女の自立に向けた力を高める取組

#### 1 若年期の自立支援の充実

文部科学省では、子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら自立して生きていくことができるよう、キャリア教育を推進している（第12章第2節1（1）参照）。また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

厚生労働省では、地域の若者支援機関から成るネットワークの拠点となる「地域若者サポートステーション」を160か所設置している。また、「サポステ・学校連携推進事業」により、学校との連携を

構築し、中退者支援を推進することで切れ目のない支援の実施を図り、加えて、合宿を含む生活面等のサポートと職場実習を行う「若者無業者等集中訓練プログラム」を実施し、ニート等の若者の就業を強力に推進している。

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を適切な場所において提供するため、内閣府において指定した地方公共団体が「子ども・若者支援地域協議会」の設置・運営モデルを形成し、その成果を全国に普及させることにより、協議会の設置促進・設置後の効果的な運用を図る「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」を実施した。また、訪問支援（アウトリーチ）に関する研修を始めとする各種研修を実施している。

## 2 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関するマニュアルを作成し、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップ等において活用している（第10章第2節3参照）。

## 3 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供

内閣府では、国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者及び学校教育関係者の参加を得て、青少年相談機関連絡会議を開催し、関係機関・団体との連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策について情報交換等を行い、青少年相談機関活動の充実を図っている。

警察では、少年サポートセンターにおいて、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、カウンセリング等の専門知識を有する少年補導職員等が相談者に指導・助言を行っている。

# 第9章

## 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

### 第1節

#### 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

### 1 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

#### (1) 定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等

平成25年4月1日に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）が施行され、65歳までの希望者全員の雇用が確保されるよう、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止された。

厚生労働省では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への

指導・支援に取り組んでいる。

#### (2) 高齢者向けジョブ・カードによる再就職支援の推進等

厚生労働省では、職業キャリアが長い高年齢者等の再就職に資するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書として活用が可能な「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」を公共職業安定所において積極的に周知している。

#### (3) シルバー人材センターの支援等

厚生労働省では、定年退職後等の高年齢者に対し、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業を確保・提供するシルバー人材センターを通じて、高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進に努めている。

#### (4) 学習機会の整備等

独立行政法人国民生活センターでは、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者等に対し公民館や学校等の施設、集会場において消費者問題を分かりやすく説明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図っている。

独立行政法人国立女性教育会館では、高齢者を含む地域の多様な人材が活躍する好事例を男女共同参画推進フォーラム等の主催事業において参加者に紹介している。

#### (5) 高齢男女の社会参画の促進

政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、「高齢社会対策大綱」（平成24年9月閣議決定）を策定し、これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

内閣府では、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を、「高齢社会フォーラム」等を通じて広く紹介している。

文部科学省では、総合型地域スポーツクラブなど、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに身近に親しむことができる環境の整備を推進している。

また、民間団体等と協力し、定年退職を迎え仕事中心の生活から地域における生活に比重が移行していく年齢層が、男女問わず地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるような運動・スポーツプログラムの普及啓発を幅広く行っている。

厚生労働省では、自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に対する支援を行っている。

さらに、雇用対策法（昭和41年法律第132号）において、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止されているところ、年齢にかかわらず均等な機会が確保されるよう事業主への周知・指導等に取り組んでいる。

## 2 高齢男女の生活自立支援

厚生労働省では、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事

業）について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し一層の推進を図っている。

法務省では、判断能力の低下した高齢者等の権利を擁護するため、成年後見人等がその財産管理等を行う民法上の制度である成年後見制度により、高齢期においても資産を安全に活用できるようにしている。

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んだ。国土交通省においては、バリアフリー法に基づく取組を行っている（本章第2節2参照）。

## 3 良質な医療・介護基盤の構築等

### (1) 生活習慣病・介護予防対策の推進

厚生労働省では、平成12年度から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「健康日本21」という。）を推進しており、健康増進法（平成14年法律第103号）も踏まえ、平成20年度から「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている（第11章第1節1参照）。

介護保険制度については、平成24年4月に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築するため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）が施行されている。

これにより、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有する「複合型サービス」等の地域密着型サービスの充実や、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者住まいの整備等を進めている。

また、認知症施策については、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」に基づく施策を推進し、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備している。これらの施策を一体的に実施することで、地域包括ケアシステ

ムの構築を推進しているところである。

## (2) 介護基盤の構築と安定的医療提供体制の整備

介護・福祉サービスの基盤整備に当たっては、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備していく必要があることから、厚生労働省では、地方公共団体が創意工夫し、整備を行うことができるよう、地方公共団体が策定する整備計画に対する助成制度である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により、総合的な支援を行っている。

また、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（各都道府県に設置）の実施期限を平成26年度まで延長して、介護施設や地域介護拠点の緊急整備を支援した。

医療提供体制の整備に当たっては、地域に必要な医療を受けられる社会を実現するため、医師の確保や地域・診療科における偏在の問題や、救急医療等に対する不安の解消等に取り組んでいる。

医師の確保・偏在については、医学部定員の増員を図るとともに、平成25年度予算において、医師不足病院の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターの運営に対する財政支援を拡充するなどの取組を行っている。また、救急医療の充実を図るため、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への財政支援を行っている。

また、地域の様々な医療課題の解決のため、都道府県に設置された「地域医療再生基金」を活用し医師確保対策や在宅医療の推進等に取り組んでいる。

さらに、都道府県が策定した平成25年度からの新たな医療計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルが効果的に機能するよう、都道府県に対して医療計画の評価・見直しに必要な支援を行っている。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援を行っている（Ⅱ-9-1表）（本章第2節2参照）。

## (3) 介護サービスの質の確保等

厚生労働省では、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、介護サービス事業者の参入促進、福

祉用具の開発・普及等の施策を推進している。また、利用者の介護サービスの選択に資するため、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度を施行し、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。

## (4) 高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進

厚生労働省では、介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護員について、養成研修や資質の向上のための研修等を実施するとともに、その内容の充実等を図っている。また、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施するとともに、「福祉人材コーナー」を設置していないハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を行っている。

都道府県に設置されている福祉人材センターにおいては、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を実施している。

さらに、介護労働者の雇用管理改善のため、労働環境の改善に資する介護福祉機器や雇用管理制度等を導入する事業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善のための相談援助を行っている。加えて、介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的に実施している。

## 第2節

## 障害者が安心して暮らせる環境の整備

### 1 総合的な障害者施策の推進

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、政府は、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）及び「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月障害者施策推進本部決定）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

平成21年12月には、内閣に障がい者制度改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その下で障害のある方々を中心とする障がい者制度改革

推進会議（以下「推進会議」という。）が開催され、22年6月には、推進会議が取りまとめた意見を最大限に尊重した形で、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定した。さらに、23年7月には、推進会議が取りまとめた意見を踏まえ、障害者の定義や障害者の地域社会における生活を支える観点等からの基本的理念の見直し等を盛り込んだ障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）が成立し、同年8月に施行（一部は平成24年5月施行）された。

この障害者基本法の改正により、平成24年5月、障害者基本計画の策定又は変更等に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況の監視や勧告を行うための機関として、内閣府に障害者政策委員会が設置された。政府は、障害者基本計画の策定における同委員会の意見等を踏まえ、25年9月に「障害者基本計画（第3次）」を閣議決定し、施策の一層の推進を図ることとしている。

また、障害者に対する差別の禁止の在り方については、同委員会の差別禁止部会が取りまとめた意見（平成24年9月）等を踏まえた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」を25年4月に第183回国会に提出し、同法律案は同年6月に成立した。この法律は、附則の一部を除き、28年4月施行となっている。

また、障害者基本法の一部改正等を踏まえた検討の後、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が平成24年6月に成立した。障害者総合支援法では、法の目的規定を改正し、基本理念を創設するとともに、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えること等を内容としている。

内閣府では、「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者週間」（12月3日から同月9日まで）を中心に、幅広い啓発・広報活動を行っている。平成25年度の「障害者週間」行事では、「障害者フォーラム2013」において、全国から募集した「心の輪を

広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品の内閣総理大臣表彰等を行うなど多様な事業を実施した。

我が国は、平成26年1月20日に、障害者の権利に関する条約を批准した。本条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置を定めるもので、同年2月19日に我が国について発効している。

この条約では、特に、障害を持つ女性が複合的な差別に直面することがあるとの認識から、第6条に「障害のある女子」として、締約国が、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとること、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとるべきこと等が定められている。

## 2 障害者の自立を容易にするための環境整備

文部科学省では、障害のある児童生徒等に対する乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うため、早期からの教育相談・支援体制の構築、高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実、発達障害に関する教職員の専門性向上に取り組むほか、障害特性に応じた教材等の在り方等についての実践的研究等を行っている。さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の発達障害教育情報センターにおいて、発達障害に関する正しい理解や支援等に関する様々な教育情報等を、インターネットを通じて提供し、厚生労働省とも連携をしながら、必要なコンテンツ等の充実を図っている<sup>15</sup>。

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる。

<sup>15</sup> 国立特別支援教育総合研究所発達障害教育情報センター <http://icedd.nise.go.jp/>



また、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器の開発のための実用化支援、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境等高齢者や障害者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進している。

また、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）において、各施設等の移動等円滑化の目標値（2020（平成32）年度末まで）を定めているほか、当事者ニーズに即した施設の整備や教育訓練を行うことの必要性、市町村の定める基本構想における協議会の活用等当事者の参画を図ることの必要性、心のバリアフリー及びスパイラルアップ（段階的・継続的改善）といった国、国民等の責務に関する事項等を定め、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境の整備を推進している（Ⅱ-9-1表）。

### 3 雇用・就労の促進

文部科学省では、障害のある子どもが自立し社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校高等部等において職業教育に係る取組を推進している。

近年の障害者雇用状況は、雇用障害者数が10年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。この進展を背景に、平成25年4月から民間企業の法定雇用率を1.8%から2.0%に引き上げた。また、同年6月に雇用分野における障害者に対する差別の禁止等を定めること及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）が成立した。

一方、中小企業を中心に更なる障害者雇用の取組を推進する必要があることから、平成25年度においては、中小企業向けの就職面接会を実施するなど、中小企業に重点を置いた、雇用率の達成に向けた指導を実施した。

また、精神障害等の多様な障害がある者については、ハローワークと福祉、教育、医療等の関係機関とが連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施するとともに、求職者へ

のカウンセリング業務や企業への意識啓発を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置するなど、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施した。

さらに、福祉、教育から雇用への一層の促進に向けて、地域で就労と生活の両面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を拡充するとともに（平成24年度316センター→25年度319センター）、その機能強化を図るなど、雇用施策と福祉施策が一体となった取組を行った。

### 第3節

### 外国人が安心して暮らせる環境の整備

法務省の人権擁護機関では、従来から、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を行っている。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。

文化庁においては、我が国に居住する外国人が、日本語能力が十分でないことなどから、安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の推進を図ることを目的とする「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修及び調査研究を行っている。

文部科学省では、外国人児童生徒等教育の充実のために、日本語指導等を行う教員を配置するための教員定数の加配措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修、各自治体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組を支援する事業等を実施しているほか、平成26年1月に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正し、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」を編成・実施できるよう制度を整備した。

また、不就学・自宅待機等となっている外国人の

Ⅱ-9-1表 高齢者や障害者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境等の整備	
総務省	○高齢者・障害者向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援 ○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援 ○字幕番組・解説番組等の普及促進
経済産業省	○福祉機器の実用化開発支援の推進
高齢者や障害者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	○住宅のバリアフリー化の積極的な推進 ○公的賃貸住宅の整備に併せて高齢者等の生活を支援する施設を整備する事業の促進 ○シルバーハウジング・プロジェクトの推進 ○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等への支援や、公的賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合、補助の上乗せ ○サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進 ○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えの促進 ○住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した、高齢者が自ら居住する住宅のリフォーム等及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージの推進
高齢者や障害者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	○バリアフリー法に基づく建築物、道路、都市公園、路外駐車場、官庁施設等のバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	○バリアフリー法に基づく地方公共団体、公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進 ○「心のバリアフリー」を促進するためのバリアフリー教室等の実施 ○バリアフリー化施設の整備等の促進
道路交通におけるバリアフリーの推進	
警察	○高齢者等感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識の大型化・高輝度化の推進等 ○歩車分離式信号の導入・運用 ○信号灯器のLED化
国土交通省	○歩道の段差・傾斜・勾配の改善、幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化の実施

子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設置し、公立学校等への円滑な転入が出来るようにする「定住外国人の子どもの就学支援事業」を国際移住機関（IOM）において実施している。平成25年度は21教室において事業を実施している。

さらに、学習指導要領に基づき、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるために、国際理解教育を推進しており、平成25年10月に各学校における特色ある国際理解教育の実践をまとめた「国際理解教育実践事例集 小学校編」を出版した。

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引対策の取組

を進めている（第10章第6節参照）。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場を十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、被害者が在留資格を有している場合には、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図っている。

日本司法支援センター（法テラス）では、人身取引被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うに当たっては、当該被害者が我が国に住所を有し、適

法に在留している場合であって、収入等の一定の要件を満たすときは、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく民事法律扶助制度が活用可能であることから、婦人相談所等にリーフレットを配布して民事法律扶助制度の周知を行った。また、人身取引被害者が被害者参加人として刑事裁判に参加するに当たっては、収入等の一定の要件を満たす場合には、法テラスを経由して国選被害者参加弁護士の選定を請求することが可能であることから、被害者参加人のための国選弁護制度の周知も併せて行った。さらに、人身取引被害者が被害者参加人として刑事裁判の公判期日等に出席した場合には、裁判所を経由して被害者参加旅費等を請求することが可能であることから、被害者参加旅費等支給制度の周知も併せて行った。

## 第4節

## 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

法務省の人権擁護機関では、法務局等において、人権相談に積極的に取り組むとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。

なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進し、社会教育において、地域における人権教育の取組を支援した（第3章第3節1参照）。

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っている。

## 第10章

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 第1節

## 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

## 1 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。また、内閣府では、効果的に若年層の指導を行うため、予防啓発教材を作成し、それを活用して、若年層及びその指導者を対象として、「女性に対する暴力の予防啓発のための研修」を実施している。

## 2 相談しやすい体制等の整備

## (1) 相談・カウンセリング対策等の充実

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地域の男女共同参画センターにおける事業の企画等を担当する職員や相談員等を対象とした研修等を行う「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」を実施するとともに、地方公共団体などの関係機関の効果的な連携による性犯罪被害者支援の取組事例等について調査研究を実施した。

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努め

ている。また、被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。さらに、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から臨床心理士等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

また、「性犯罪被害110番」、「警察総合相談室」、「警察安全相談窓口」等の各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置を行っている。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。なお、平成25年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設けた。

法テラスは、その業務の一つとして、犯罪被害者支援業務を行っている。同業務は、法テラスが、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するものである。また、法テラスでは、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。このように、法テラスでは速やかに適切な相談窓口等に関する情報を提供し、弁護士を紹介するほか、弁護士費用等に関する援助制度を案内することにより、配偶者から暴力を受けた者等に対する支援を行っている。

さらに、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度において、法テラスは国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務を担っているほか、被害者参加旅費等支給制度が開始されたことに伴い、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人から旅費等の請求

があった場合には、法テラスにおいて被害者参加旅費等の支給を行っている。

以上の業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に参加するなどして関係機関等との連携強化に努めているほか、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っているほか、助産師について、助産師養成機関の卒業時の到達目標を設定し、その中に、「思春期の男女への支援としてDV予防を啓発する」ことなどを盛り込んでいる。

## (2) 研修・人材確保

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の関係者を対象として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）や、配偶者からの暴力及びストーカー行為への対応に関する講義や事例研究等の専門的な研修を実施している（本章第2節1参照）。

また、男女共同参画センターの相談員等を対象とした性犯罪に関する研修を実施した（本節2（1）参照）。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

また、矯正官署職員に対して、矯正研修所及び支所における各種研修の中で、配偶者からの暴力の防止等、女性の人権問題に関する講義を実施している。更生保護官署職員については、新任の保護観察官を対象とした研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。

さらに、各地方入国管理官署の業務の中核となる

職員を対象とした人権研修において、人身取引被害者、配偶者暴力防止等の人権問題に関する講義を実施しているほか、人身取引事案及び配偶者からの暴力事案に係る業務に従事する職員を対象として、人身取引及び配偶者暴力防止法に特化した専門的な研修を実施している。

人権擁護事務担当者に対する研修においては、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど、更なる内容の充実を図っている。人権擁護委員に対する研修としては、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており、同研修に配偶者暴力防止法の周知等のカリキュラムを組み込むなど、この問題への対応に努めている。

厚生労働省では、全国の婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者からの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に関する研究協議会を開催した。また、婦人相談所等の指導的立場にある職員を対象に、配偶者からの暴力被害者等の支援における関係機関の連携について研修を実施した。さらに、各都道府県に対し、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等において直接被害女性を支援する職員や、婦人相談員等を対象とした専門研修を実施するよう支援している。

### (3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案に一元的に対処するための体制を全国の警察本部に確立することとしている。

さらに、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる先制・予防的活動の積極的な推進により、子どもや女

性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査の上、適切な措置を講じている。

### (4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議等を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。また、各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っており、警察は、これらの団体の運営を支援している。

## 3 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の関係者を対象としたワークショップを実施し、官官・官民の更なる連携強化等を図った（本章第2節1参照）。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている。また、必要に応じて通信指令システムへの電話番号登録やビデオカメラの貸与等被害防止に資する支援を行っている。

## 4 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、パトロールの効果的推進、地域住民等の行

う自主防犯活動の支援を行うとともに、防犯ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、防犯教育（学習）の実施、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、様々なメディアやインターネットを通じて性に関する情報が氾濫しており、少年の犯罪被害も深刻な状況にあることから、警察では、性を売り物とする営業に対する指導や福祉犯の取締りを積極的に行っている。また、サイバー空間における犯罪から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関する広報啓発活動を推進しており、特に、スマートフォン等の普及を踏まえ、関係府省等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育等の取組を推進している。

## 5 女性に対する暴力に関する調査研究等

警察では、相談受理等を通じて認知したストーカー事案及び配偶者からの暴力事案について所要の分析を行うとともに、その結果を警察庁ホームページ等で公表している。

厚生労働省では、女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能に関する研究を実施した。

法務省では、平成26年1月から2月にかけて、国連と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）において、日本を含む7か国の刑事司法実務家を対象に、「被害者保護と修復的司法の取組」を主要課題としたセミナーを実施し、参加各国における性犯罪を含む犯罪被害者対策を拡充するための方策を検討した。

## 第2節

### 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

#### 1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

平成25年6月、配偶者暴力防止法が改正されたこ

とに伴い、同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）を改正し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。）を告示した。同法及び同法に基づく基本方針は、平成26年1月3日に施行され、関係府省では、これらに沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づいて、238か所（平成26年3月現在）の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、カウンセリング、一時保護（婦人相談所のみ）、自立支援等の業務を実施している。また、このうち市町村における配偶者暴力相談支援センターの数は65か所（平成26年3月現在）となっており、第3次基本計画における平成27年までに100か所という目標に向けて設置を促している。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会では、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行っている。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

また、地方公共団体及び民間団体等の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、事業の企画等を担当する職員、相談員等）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図った。

警察では、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めるときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

また、各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に

設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。

法務省の人権擁護機関は、関係機関との情報交換等を通じて、被害女性の救済に向けた連携の強化を図っている。

法務省入国管理局では、地方入国管理局等の総務課に關係機関等との窓口となるDV対策事務局を設置するなどの体制を構築し、關係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。

厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について、婦人相談所と關係機関等との連携の強化を図っている。具体的には、各都道府県において、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等關係機関との定期的な連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や關係機関の情報を掲載したパンフレットを作成・配布している。

## 2 相談体制の充実

内閣府では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、自動音声で最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」<sup>16</sup>を実施している。

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させ、被害者からの事情聴取に当たっては、加害者から離れた静かな場所で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、専用相談電話である「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口を設け、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介などの援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置

を講じている。

また、厚生労働省では、婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る法的対応機能強化事業を実施している。

## 3 被害者の保護及び自立支援

内閣府では、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成し、官民の配偶者暴力被害者支援の關係者を対象としたワークショップ等において活用している。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている（本章第1節3参照）。また、新たな取組として、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施しているほか、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、危険性判定を行う「危険性判断チェック票」等を導入し、その判定結果を警察が事案の危険性判断を行う際の参考資料としている。

婦人相談所では、被害者及び同伴する家族の一時保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。また、厚生労働省では、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において配偶者からの暴力被害者等の心のケア対策を行う心理療法担当職員や同伴児童へのケアを行う指導員の配置を促進している。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、事業主体において、地域の実情を踏まえた公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう措置している。

法務省入国管理局では、DV被害者である外国人に対しては、關係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものにする一方、DV被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害

<sup>16</sup> DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）ナビダイヤル0570-0-55210（全国共通）

者から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、被害者本人の意思及び立場を十分考慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。

また、DV被害を要因として不法残留等の入管法違反となっている場合も、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。

## 4 関連する問題への対応

### (1) 児童虐待への適切な対応

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、(ア)虐待の「発生予防」、(イ)虐待の「早期発見・早期対応」、(ウ)虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の整備・充実を図っている（第4章第3節1参照）。

### (2) 交際相手からの暴力への対応

配偶者暴力相談支援センターでは、交際相手からの暴力被害を受けた者からの相談に対応している。

警察では、交際相手からの暴力について、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、加害者への指導警告等事案に応じた措置を講じている。

婦人相談所では、恋人からの暴力被害者についても、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく運用により、従来から一時保護を含め、支援の対象としてきたところである。

### (3) ストーカー行為等への厳正な対応等

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っているほか、ストーカー規制法を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じている。また、ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しない事案についても、防犯指導、関係機関の教示等や、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

なお、平成25年6月にはストーカー規制法の改正が行われ、電子メールの連続送信行為の規制や禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、婦人相談所その他適切な施設によるストーカー被害者支援等が追記された。

また、「被害者の意思決定支援手続」の実施や「危険性判断チェック票」等の導入等の新たな取組を推進している（本節3参照）ほか、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じた的確に実施している。

さらに、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握を進めている。あわせて、ストーカー対策実務担当者の教育を実施し、ストーカー行為等に対して厳正に対処している。

## 第3節 性犯罪への対策の推進

### 1 性犯罪への厳正な対応等

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

### 2 被害者への支援・配慮等

内閣府では、性犯罪被害者の支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。平成25年度は、三重県立看護大学等の協力により、将来看護師となる学生や医療関係者を主な対象者としたフォーラムを開催した。性犯罪被害者支援においては、緊急避妊や性病予防等、医療関係者が重要な役割を果たしており、本フォーラムでは、早期の適切な支援の重要性や、看護師の対応の重要性などについて啓発を行った。

また、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修及び関係機関の連携に関する調査研究を実施した（本章第1節2



(1) 参照)。

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。

また、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給することとし、その経済的負担の軽減に努めているほか、性犯罪被害者に対する治療、カウンセリング、法律相談等の各種支援とともに証拠採取、事情聴取等の捜査を一つの場所で一度に行う「性犯罪被害者対応拠点モデル事業」(平成22年度実施)の効果、運営課題等について行った検証結果等を踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した対応に取り組んでいる。

さらに、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少年の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

加えて、警察では被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況等の情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委

員会及び保護観察所等が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお、被害者等の再被害防止を目的として、検察庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害防止の徹底を図っている。

さらに、被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する制度や、保護観察所が保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施している。

検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1人以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援するなどしている。

厚生労働省では、チーム医療推進会議において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」<sup>17</sup>を取りまとめ、医師・助産師・臨床心理士等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ホームページ等で周知している。

### 3 加害者に関する対策の推進等

警察では、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、平成17年から法務省から情報提供を受け、その再犯防止を

<sup>17</sup> 厚生労働省 チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>

図ってきたところであるが、23年4月からは、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施するとともに、平成25年度から、性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにするため、性犯罪に関する総合的研究を行っている。

## 第4節

# 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

## 1 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、先制・予防的活動を積極的に推進することにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている（本章第1節2（3）参照）。

また、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等との関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じているほか、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少年の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

## 2 児童ポルノ対策の推進

我が国は、児童の権利に関する条約及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を、それぞれ平成6年及び17年に締結しており、関係省庁が連携しつつその履行に努めている。

また、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に取り組んでいる。

警察では、「第二次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、ファイル共有ソフト利用事犯、低年齢児童ポルノ愛好者グループ、DVD販売グループ等に対する取締りを強化するほか、関係行政機関・事業者等と連携し、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する速やかな削除依頼の実施等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援活動等を推進している。

また、警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会等に参加し、必要な情報提供や助言等を行っている。

さらに、コミュニティサイトの利用に起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及、ミニメールの内容確認体制拡充の促進、実効性のあるゾーニングの促進等の関係事業者等による自主的取組を支援している。

総務省では、精度が高く、より低コストで導入可能なブロック方式の検証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロックに関する実証実験」を実施するとともに、当該実証実験の成果等の普及・啓発活動を行っている。

経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

このほか、総務省及び経済産業省では、児童ポルノアドレスリストの作成・管理を行う民間団体の活動への支援を行い、警察庁では、民間事業者によるブロックの自主的実施がより実効性のあるものとなるよう同団体に対して関連する情報を提供するなど、民間事業者の自主的取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を促進している。

## 3 児童買春対策の推進

警察では、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、児童買春の取締り及び被害児童に対する継続的な支援等の保護対策を推進している。また、20年6月に規制の強化等の改正がなされた、出会い系サイ

ト規制法を効果的に運用し、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。さらに、出会い系サイト等を利用し、個人的な売春等の勧誘を装って組織的に周旋を行う事犯や、飲食店、エステ等の合法的な営業を装いながら、児童に卑わいな言動等で客に接する業務をさせるものが出現していることから、こうした悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締り等に努めている。

文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

#### 4 広報啓発の推進

内閣府では、青少年インターネット環境整備法及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

文部科学省では、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子どもの心のケアシンポジウム、子どもの心のケア対策研修会を開催している。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、パンフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進しているほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態や出会い系サイトの利用に起因する被害等インターネットの危険性等に関しても広報啓発活動を推進している。

経済産業省では、保護者や教育関係者、業界団体、インターネット・サービス・プロバイダ等関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、フィルタリングの普及を行っている。

## 第5節 売買春への対策の推進

### 1 売買春の根絶に向けた対策の推進

警察では、日本国民による海外での児童買春等の問題について、取締りを推進するとともに、東南アジア各国の捜査関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う会議を開催するなど、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。

### 2 売買春からの女性の保護、社会復帰支援

警察では、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）、地方公共団体が定める青少年保護育成条例等に違反する行為について、厳正な取締りを行うとともに、被害女性の保護・支援に努めている。

法務省では、刑事施設、少年院等において、社会復帰に向けた処遇の一層の充実に取り組んでいる。

厚生労働省では、売買春からの女性の保護、社会復帰支援のため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

## 第6節 人身取引対策の推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、平成22年6月には、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）」を、23年7月には、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」をそれぞれ申し合わせ、両申合せに基づき、関係省庁で適切な措置を講じている。また、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、25年6月の「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）、同年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月）にそれぞれ合わせ、

人身取引に係る政府広報を実施した。

さらに、25年9月、人身取引被害の防止及び人身取引被害者の保護を一層推進するため、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議とNGO関係者の協議の結果、人身取引と疑われる事例をNGO関係者が把握した場合には、現場レベル及び国レベルの公的機関に確実に通報することで両者の合意を得た。

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般に対し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

警察では、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況を改善するため、平成17年に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律を改正し、人身売買の罪等を犯した者であることを風俗営業の許可の欠格事由に加えること、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けることなどの措置を採ったところであるが、同法を適切に運用するとともに、様々な法令を適用して人身取引事犯の取締りを推進している。

また、女性と児童の人身取引を防止するため、関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。さらに、警察庁では、在京大使館、関係NGO等との間で、コンタクトポイントを設置して人身取引に関する情報交換を行っている（本章第5節1参照）。また、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報等の通報を電話又はインターネットで受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする匿名通報ダイヤルを運用し、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図っている。法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、被害者の法的地位の安定を図っている（第9章第3節参照）。

なお、平成17年から25年までの9年間で、入国管理局が保護又は帰国支援した人身取引被害者は321人であり、そのうち不法残留等入管法違反の状態であった141人全員に対し、在留特別許可を付与して

いる。

厚生労働省では、婦人相談所が実施する人身取引被害女性の保護において、通訳雇上げのほか、他の法律・制度が利用できない場合には、被害女性の医療に係る支援も行っている。

また、平成22年度から、通訳・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を民間団体等に依頼し、婦人保護施設に入所する人身取引被害者に対する支援の強化を図っている。

独立行政法人国立女性教育会館では、人身取引に関する調査研究の成果を基に作成したパネルやブックレットの貸出を行うとともに、ホームページにおいて広く情報提供を行っている。

我が国は、人身取引に関連した国際的な取組に積極的に参画している。「人身取引対策行動計画2009」に基づき、平成16年度から、人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を行うことを目的として、人身取引対策に関する政府協議調査団を各国に派遣している。26年2月には同調査団をフィリピンに派遣した。

外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、国際移住機関の「人身取引被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17年度から開始し、被害者の帰国（平成26年1月1日までに総計252人）や帰国後の社会復帰を支援している。

## 第7節

## セクシュアル・ハラスメント 防止対策の推進

### 1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

厚生労働省では、平成25年12月に、セクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底の観点からセクハラ指針の改正を行った（平成26年7月1日施行）。企業に対して男女雇用機会均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、同指針の改正内容も含め周知啓発、指導を行うとともに、労働者及び企業等からの相談に適切に対応している（第5章第1節3参照）。また、セクシュアル・ハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、医療機関や労使団体にリーフレットを配布

することなどにより周知を図るとともに、臨床心理士等の資格を持った担当者が労災請求に関する相談に応じるなど、精神障害を発病した労働者が相談しやすい環境の整備を行っている。

人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止等の対策を講じている。平成25年度においては、セクシュアル・ハラスメント防止等についての意識の高揚、勤務環境の整備を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。また、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底させるため、新採用職員、新任監督者及び管理者の各々に応じた内容の「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを各府省の人事担当者等を対象として実施した。さらに、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を定め、職員の意識啓発等を図るシンポジウム及び講演会を開催した。

防衛省では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることとし、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応等を実施している。

## 2 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立大学法人等に対し、人事院規則や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き取組を促している。

また、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

## 第8節

### メディアにおける性・暴力表現への対応

#### 1 広報啓発の推進

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、パンフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進しているほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等についても広報啓発活動等を推進している。

内閣府では、都道府県の青少年条例を集約の上、内閣府ホームページへの掲載を通じて情報提供している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行っている。

#### 2 流通防止対策の推進等

警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。また、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、ブロッキングについて関係団体等に情報提供等を行うなど民間の自主的な取組を支援している（本章第4節2参照）。さらに、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット利用者から、インターネット上の児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等を行っている。そのほか、警察では、サイバー防犯ボランティア活動に関する活動上の具体的留意事項等を整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用して、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動を促進さ

せ、犯罪抑止のための教育活動や広報啓発活動等を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するための有効な手段の一つであるフィルタリングに関し、その導入促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。さらに、平成21年1月に策定された、インターネット上の違法・有害情報対策の総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムに基づき、同年2月に設立された安心ネットづくり促進協議会を中心とする民間団体等の自主的取組を支援している。また、同年から、違法・有害情報相談センターを設置し、関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を

促進している。

また、スマートフォンやソーシャルメディアの急速な普及を受けて、平成25年9月に利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会が「スマートフォン安心・安全強化戦略」を公表した(第14章第1節2参照)。

経済産業省では、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するため、平成22年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえて、ネットワークや機器の利用動向の変化に対応できるよう、機器ごとの青少年によるインターネット利用状況を調査している。また、調査結果は関係事業者にフィードバックし、当該基準に準じた対応を要請している。

# 第11章

## 生涯を通じた女性の健康支援

### 第1節

### 生涯を通じた男女の健康の保持増進

#### 1 健康寿命の更なる延伸

厚生労働省では、平成12年度から、9分野70項目の目標を掲げた「健康日本21」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法が制定された。20年度からは「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図ってきた。22年度からはこの運動を更に普及、発展させた「Smart Life Project」を開始し、民間企業と連携した職域における取組や、企業の経済活動等を通じて、生活習慣病対策の更なる推進に取り組んだ。

また、「健康日本21」が平成24年度で終了することから、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会等で議論を行い、今後10年間の国民健康づくり運動を推進するため、がん、糖尿病等のNCDs(非感染性疾患)の予防等の具体的な目標等を明記した「健康日本21(第二次)」を24年7月に告示し、25年4

月に開始した。

#### 2 地域における医療体制の整備

厚生労働省では、地域で必要な医療を受けられる社会を実現するため、医師の確保や地域・診療科における偏在の問題や、救急医療等に対する不安の解消等に取り組んでいる。

医師の確保・偏在の問題については、医学部定員の増員を図るとともに、平成25年度予算において、医師不足病院の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターの運営に対する財政支援を拡充するなど取組を行っている。また、救急医療の充実を図るため、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への財政支援を行っている

また、地域の様々な医療課題の解決のため都道府県に設置された「地域医療再生基金」を活用し、医師確保対策や在宅医療の推進等に取り組んでいる。

さらに、都道府県が策定した平成25年度からの新たな医療計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルが効果的に機能するよう、都道府県に対して医療計画の評価・見直しに必要な支援を行っている。

### 3 生涯を通じた健康の保持増進のための健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進

厚生労働省では、全国の女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の健康保持増進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等を実施している。

また、生涯を通じた健康の保持のために、生活習慣病対策の一環として、「女性の健康週間」を実施している。

文部科学省では、学校において、健康教育を実施するとともに、児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関との連携等課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施している（第4章第2節2参照）。

### 4 女性の健康づくり支援

#### (1) 女性の健康保持のための事業等の充実

厚生労働省では、女性健康支援センター事業において、女性の心身の健康に関する相談指導や情報提供等の支援を行っている。

#### (2) 成年期、高齢期における女性の健康づくり支援

厚生労働省では、平成12年から「健康日本21」を推進しており、健康増進法も踏まえ、20年からは「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている（本章第1節1参照）。

また、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要があることから、毎年3月1日から同月8日までを「女性の健康週間」と定め、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって各種の啓発事業及び行事等を展開している。

さらに、生涯を通じた女性の健康支援事業では、保健所、保健センター等において、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備するとともに、ライフステージに応じた健康課題について健康教育等を実施している。

### 5 食育の推進

内閣府では、ライフステージに応じた間断ない食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組を実践できるように、平成24年5月に「食育ガイド」を作成し、普及啓発を図るとともに、25年6月に広島県広島市において第8回食育推進全国大会を開催するなど、食育に関する国民の理解の促進に努めた。

#### 第2節

#### 妊娠・出産等に関する健康支援

#### 1 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実と経済的負担の軽減

厚生労働省では、日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。妊婦健診に対する支援については、妊婦が必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、市町村による公費負担が行われている。これについては、従来基金事業として行われてきたが、平成25年度以降は、地方財源を確保し財政措置を講じることにより、恒常的な仕組みへ移行されている。

また、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。なお、現在の「健やか親子21」は平成26年に終期を迎えることから、平成25年度には検討会が設けられ、その最終評価と、平成27年度からの次期計画における目指すべき姿や指標・目標などについて検討が進められている。

出産育児一時金については、引き続き、支給額を原則42万円とするとともに、医療機関等へ直接支払う「直接支払制度」により妊産婦の経済的負担を軽減している。

#### 2 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう、周産期医療

の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設との連携体制の確保等を図っている。また、「妊娠と薬情報センター」（国立成育医療センター（現独立行政法人国立成育医療研究センター）に平成17年度設置）において、薬が胎児へ与える影響等最新のエビデンス（研究成果等）を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談を行っている。

さらに、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、平成21年1月から、産科医療補償制度が開始されており、分娩に関連して重度脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因の分析を行い、同じような事例の再発の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図っている。

また、小児用医薬品・ワクチンの使用情報を収集、解析、評価し、安全対策の更なる推進を図るため、平成24年度から独立行政法人国立成育医療研究センターに「小児と薬情報センター」を設置して小児医療機関ネットワークを活用した情報収集システムの開発に向けた検討を行うとともに、国立感染症研究所においてワクチン接種と乳幼児突然死症候群との因果関係の検証のための疫学調査を進めている。

### 3 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等

厚生労働省では、不妊で悩む者が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図ることとしており、「少子化社会対策大綱」に基づき、不妊専門相談センターの整備を推進し、平成25年度からは不妊専門相談センターの相談員の配置日数を増やした。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。さらに、高額の治療費が配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施している。平成25年度は、医学的知見を踏まえて、より安心・安全な妊娠・出産に資する観点から、適切な支援のあり方について検討を進めるため、検討会が設けられ、同年8月に報告書がとりまとめられた。報告書では、子どもを産むのか

産まないのか、いつ産むのかといった妊娠・出産に関することは、当事者の意思で判断するものであるとの認識のもと、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、①妊娠等に関する正確な知識の普及啓発や相談支援、②助成事業における医療機関の要件や対象者の範囲などについて、見直しの方向性が示された。

## 4 性に関する指導・相談の実施と科学的な知識の普及

厚生労働省では、女性健康支援センターにおいて、女性の心身の健康に関する相談指導や情報提供等の支援を行っている。また、保健所等においてもHIV感染症を含む性感染症に関する相談・検査を通じて支援を行っている。

文部科学省では、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会を開催している。

### 第3節

## 健康を脅かす問題についての対策の推進

### 1 HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

#### (1) 予防から治療までの総合的な対策の推進

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく、平成24年1月の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）（平成24年厚生労働省告示第21号）に基づき、施策の重点化を図るべき3分野（普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供）を中心として、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医療従事者やNGO等が連携して予防と医療に



係る総合的施策を展開している。

また、平成24年1月の「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第19号）に基づき、（ア）発生の予防・まん延の防止では、性感染症の予防方法等に関する情報提供を進めることや、より精度の高い検査方法を推進していくこと、（イ）医療の提供では、学会等と連携した医療の質の向上や医療アクセスの向上に取り組んでいくこと、（ウ）情報収集・調査研究では、発生動向の的確な把握に努めることや性感染症のリスクに関する意識や行動に関する研究を実施することについて、更なる対策の推進を図っている。

## （2）学校におけるHIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材を作成し、中学生・高校生に対し配布するなど、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

## 2 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

### （1）薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶

厚生労働省では、地方厚生局麻薬取締部による薬物密輸・密売組織等の薬物供給者や、末端乱用者に対する徹底した取締りを実施している。

### （2）薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実

政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る取組の一層の推進を図っている。

警察では、最近の薬物犯罪情勢や政府全体における薬物対策の取組の強化等を踏まえ、規制薬物等の乱用者の徹底検挙、関係機関との連携による水際対策の強化、薬物密輸・密売組織の実態解明の推進等により供給の遮断を図るとともに、薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動等により需要の根絶を図るなど、総合的な薬物対策を推進している。

また、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布を行うとともに、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布等を行っている（第4章第2節2参照）。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「脱法ドラッグ」）を含めた薬物乱用の恐ろしさを伝える「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の実施を通じて、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物・覚醒剤・大麻の害毒に関する正確な知識を普及させるとともに、再乱用防止の取組を推進するための講習会等を実施している。

また、脱法ドラッグを使用した者が二次的犯罪や健康被害を起こす事例が多発していることから、指定薬物、麻薬に指定される際など、機会を捉えて脱法ドラッグに関するポスターの作成・配布を実施、麻薬・覚醒剤乱用防止運動などにおける啓発実施の徹底、関係機関などとも連携した広報・啓発の実施、脱法ドラッグを含む指定薬物に関する情報を一元的に収集・提供するための「あやしいヤクブツ連絡ネット」を運用している。

### （3）喫煙、飲酒に関する正確な情報提供

文部科学省では、学校教育において、未成年の段階から喫煙・飲酒をしないという態度等を育てることを目的として、体育科、保健体育科、特別活動等、学校教育全体を通じて指導の充実を図っている。

また、小・中・高校生に対し、喫煙や飲酒の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行っている。

### （4）受動喫煙の防止

厚生労働省では、受動喫煙の防止に関する事業として、未成年者や子どもへの喫煙防止・受動喫煙防止対策に関して各都道府県が行う講習会等への補助事業（健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業））を実施しており、地域の関係者と連携した受動喫煙を含むたばこ対策を推進している。

また、全面禁煙の実施等、事業場における受動喫煙防止対策の取組を職場において一層推進するた

め、事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な内容に関する電話相談・実地指導や受動喫煙防止対策助成金制度等の事業者に対する支援を行った。

さらに、受動喫煙防止に関する目標値として、「がん対策推進基本計画」や「健康日本21（第二次）」において、平成34年度までに、行政機関・医療機関については受動喫煙の機会を有する者が0%、家庭・飲食店については受動喫煙の機会を有する者が半減（すなわち、家庭3%、飲食店15%）、職場については32年までに「受動喫煙の無い職場の実現」を目指すこととしている。

## 第4節 性差に応じた健康支援の推進

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第1位であり年々増加傾向にある乳がんや、20～40歳代の罹患の増加が指摘されている子宮頸がんについて、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて早期発見や死亡率の減少に努めるとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診無料クーポン券等を配布する「がん検診推進事業」を実施し、女性特有のがん検診の更なる受診率向上に取り組んでいる。

さらに、平成25年3月の予防接種法（昭和23年法律第68号）改正により、子宮頸がん予防のためのワクチンを定期接種に位置づけ、予防への取組も推進している。

また、骨折等の基礎疾患となり、高齢化の進展により今後増加が予想される骨粗しょう症については、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的として、市町村（特別区を含む。）において、当該市町村に居住する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施した。

## 第5節 医療分野における女性の参画の拡大

### 1 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続、再就業支援

厚生労働省では、子育て中の女性医師や看護職員

の離職を防止するための病院内保育所に対する支援、ナースバンクでの求人・求職情報の提供や就業あっせん等の再就業支援等を行っている。これに加え、医療従事者の「雇用の質」を図るため、短時間正規勤務職員制度の導入の好事例の周知や、業務効率化、多様な働き方の導入等の職場風土の改善に向けた都道府県の取組への支援等、仕事と生活の調和を促進させる施策を行っている。

## 2 女性医師が能力を発揮しやすい条件整備

近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合が約3分の1に高まっており、女性医師が、出産や育児といった様々なライフステージに対応して、安心して業務に従事できる環境の整備が重要である。

厚生労働省では、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務形態に応じた研修を実施している都道府県に対し、財政的に支援している。また、女性医師バンクにおいて、就業あっせん等の再就職事業を行うとともに、再就職後も継続して勤務できるよう支援し、より働きやすい環境の整備も推進している。

文部科学省では、周産期医療に関わる人材の育成の一環として、新生児特定集中治療室（NICU）等で働く女性医師の勤務継続・復帰支援を行っている。

## 3 医療従事者全体の更なる専門性の発揮

患者・家族を中心とした質の高い医療を実現するために、多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進することが重要である。厚生労働省では、平成22年5月から医師・看護師等、教育関係者、市民、法学者等様々な立場の有識者から構成されるチーム医療推進会議で、我が国の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。

## 第6節 生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこ

でも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進している。

また、高齢者が、無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発、大学や企業等が有するスポーツ資源（人材・施設）の地域スポーツ活動への活用、スポーツ実施率が特段に低い20～30歳代のスポーツ参加を促すなど、地域住民のスポーツへの参加、ひいてはスポーツを通じた地域コミュニ

ティの活性化を促進している。

さらに、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技種目における戦略的かつ実戦的な強化のためのモデルプログラムによる女性アスリートの育成、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等に関するモデル支援プログラムを実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図っている。

## 第12章

# 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 第1節

## 男女平等を推進する教育・学習

### 1 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進

文部科学省では、初任者研修や10年経験者研修等各都道府県等が実施する研修において、人権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。

また、社会教育関係者に対し、研修等の機会を通じ男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すとともに、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子育てをすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。

### 2 初等中等教育の充実

学校教育においては、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導することとしている（第4章第2節1参照）。

また、各地域において、教育委員会の指導の下に、栄養教諭を中核として家庭や生産者、PTA等の地域の団体と連携・協力し、各地域の抱える食育推進上の課題の解決を図る取組を支援している。

### 3 高等教育の充実

文部科学省では、意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、大学等奨学金事業や大学の授業料減免の充実等を図っている（第8章第3節2参照）。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における男女共同参画が推進されるよう、大学の教職員を対象とした「大学等における男女共同参画推進研修」を行った。

### 4 社会教育の推進

文部科学省では、平成25年12月に働き方や子育てへの参画等について多様な選択が可能となるよう学生を対象としたワークショップを実施した。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、地域での男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、第3次基本計画を実現するための施策・事業の在り方を学ぶ、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施した。

### 5 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

文部科学省では、多様な主体により様々な場で行われている男女共同参画を推進する教育・学習に関する取組状況を把握するために調査研究を実施し

た。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画の視点に立った若者のキャリア形成支援に関する調査研究や外国人女性の困難等への支援に関する調査研究を実施した。さらに、大学等における男女共同参画に関する調査研究及び男女共同参画統計に関する調査研究を実施している。

## 第2節

# 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

### 1 生涯学習・能力開発の推進

#### (1) 総合的なキャリア教育の推進

子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育の推進が求められている。

中央教育審議会が、平成23年1月に答申した「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」で提言された具体的方策<sup>18</sup>を踏まえ、文部科学省では、全国で、高等学校関係者を対象にキャリア教育の意義や重要性について理解を深めるための「キャリア教育推進アシストキャラバン」の開催や、「学校側が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」をそれぞれ書き込むことができる機能を持つポータルサイト<sup>19</sup>の運営を行っている。

また、平成25年度からは、企業による出前授業などの教育活動支援、職場体験・インターンシップ受け入れ先の開拓やマッチングを行う、地域において学校のキャリア教育を支援する組織の整備を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」を開始した。

さらに、男女ともに多様な選択が可能となるよう男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援を推

進するため、高校の進路指導等で活用できる教材を作成した。

経済産業省では、平成22年度から、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を、23年度からは文部科学省と共同で教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図っている。

また、平成23年度から、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省は合同で、「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催も行っている。

さらに、平成17年度に、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「社会人基礎力」として整理し、大学教育を通じた育成や評価の取組の普及を図っている。平成19年度より「社会人基礎力」の育成事例を学生自身がプレゼンテーションする「社会人基礎力育成グランプリ」、平成22年度より大学教職員や企業人事担当者を対象に社会人基礎力の教育手法などについて発信・意見交換を行う研修会、平成25年度には、「社会人基礎力」等の育成・評価手法の優良事例を選出する「社会人基礎力を育成する授業30選」を行っており、地域の産学の関係者が互いに協働する教育が浸透し始めている。

#### (2) ライフプランニング支援の促進

文部科学省では、女性が長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を発揮しつつ、主体的に生き方を選択することを支援するため、文部科学省のホームページ<sup>20</sup>で情報提供を行っている。

#### (3) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域

<sup>18</sup> 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）（平成23年1月31日中央教育審議会）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm)

<sup>19</sup> 文部科学省 子どもと社会の懸け橋となるポータルサイト <http://kakehashi.mext.go.jp/>

<sup>20</sup> 文部科学省 男女共同参画社会の推進のために <http://danjogaku.mext.go.jp/index.html>

づくりに主体的に参画することを促進するため、平成25年10月に東京都、同年12月に福岡県において、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議を行う「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。

また、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費者教育のより一層の充実を図った。さらに、学校教育における消費者教育の推進のための調査研究や、地域における消費者教育を一層推進するため、「消費者教育フェスタ」の開催や消費者教育アドバイザーの派遣、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を実施した。

#### (4) リカレント教育の推進

文部科学省では、大学等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、履修証明プログラムや公開講座の実施等により、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制の整備を図っている。

#### (5) 放送大学の整備等

放送大学では、多彩な300の科目を提供するとともに、地域活動や社会貢献活動等様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して、学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」を推進した。また、文部科学省では、放送大学の学習環境の整備・充実や学習機会の拡大のための支援をしており、平成25年度から情報化社会における概念と知識を学ぶ新たなコースを設置するなど、社会人のニーズに対応したキャリアアップ支援の充実に一層努めた。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育機関として着実に発展してきており、平成25年5月現在、3,216校に約66万人の生徒が学んでいる。そのうち、約7万人が社会人であり、社会人への学習機会の提供において大きな役割を果たしている。また、産業界等のニーズを踏まえた中核的専門人材養成を推進していく観点から、専修学校、大学等と産業界などが産学官コンソーシアムを組織し、社会人や学生、生徒が就労やキャリアアップに必要な知

識・技術・技能を習得するための学習システムの構築を図った。

さらに、学習歴や生活環境等が多様な者が高等学校教育を受けられるよう、単位制高等学校の配置が進んでおり、平成25年度までに974校が設置されている。

そのほか、文部科学省では、学校や一般社団法人、一般財団法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を行い、その普及・奨励を図っている。

#### (6) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子どもたちの活動拠点（居場所）づくり等を推進するため、学校施設を、子どもたちの安全確保に十分配慮しつつ、放課後や週末等に開放し、多様な活動の場として提供する取組を支援している。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、水泳プール、武道場等、学校開放諸施設の整備や活用を支援している。

#### (7) 青少年の体験活動等の充実

文部科学省では、体験活動を通じた青少年の健全育成を図るため、家庭や企業等に対して体験活動への理解を求める普及啓発を推進するとともに、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設や体験活動を推進する企業の表彰に取り組んでいる。加えて、防災教育の観点に立った体験活動を推進している。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国に28ある国立青少年教育施設を活用し、様々な体験活動の機会と場を提供している（平成25年度は約517万人が利用）。さらに、「子どもゆめ基金」事業によって、民間団体が実施する体験活動等に対する助成を行っている。

#### (8) 民間教育事業との連携

文部科学省を始めとした府省庁等が連携して実施している「子ども霞が関見学デー」においては、平成25年8月7、8日に、各参加機関の業務説明や職場見学等を行うとともに、民間教育事業者等の協力を得ながら、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を提供した。

また、文部科学省では、行政や大学等の教育機関、NPOや民間団体、企業等の関係者が一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり、社会づくりについての研究協議等を行い、その成果を発信するとともに、継続的な活動が推進されるよう、様々な分野にまたがる関係者等のネットワーク化を図るための取組として「全国生涯学習ネットワークフォーラム2013」を岩手県で開催した。

### (9) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、様々な学習活動の成果が適切に評価され、その成果の社会的通用性の向上が図られるよう、民間事業者等が行う検定試験の評価や情報公開の取組を促進することなどにより、検定試験の質の確保や向上を図っている。平成25年6月には、「検定試験の自己評価等に関するアンケート調査」の結果を公表し（自己評価の実施割合5割）、関係団体による取組を促すとともに、検定試験の受検者等の活用に資するよう、文部科学省のホームページで情報提供を行った。また、民間教育事業者が質の保証の取組に必要な手法等を容易に会得できるように、民間教育事業者における評価・情報公開等の仕組みの構築について検討した。さらに、大学等において、各大学等の判断により、専修学校での学修等の成果を単位として認定することを可能としている。

## 2 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

### (1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画の視点を持ち地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため学習プログラムを収集、発信した。また、女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、若い時期から結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援するため、文部科学省のホームページで情報提供を行っている（本章第2節1（2）参照）。

### (2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、大学病院における女性医師・看護師に対する臨床現場定着や出産・育児等による離職後の復帰支援等、人材育成の取組を支援し

ている。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、地域活動を含む社会活動を行っている女性を対象に、職業活動、社会活動を包括し、個人のキャリアと社会のつながりから多様な選択ができるように「男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成支援研修」を男女共同参画センターと共催で実施した。さらに、女子学生を対象に、将来、社会や組織を支える女性リーダーの育成を目的として、「女子大生キャリア形成セミナー」を実施した。

### (3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう促している。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、女性団体リーダー等を対象に、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとしてのエンパワーメント等を目的とした「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施したほか（本章第1節4参照）、利用者のニーズに応じた研修プログラムの作成を支援するとともに、職員の専門性をいかし男女共同参画や女性教育等に関する積極的な情報提供を行っている。

### (4) 独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成支援や配偶者等からの暴力被害者支援に関する研修等喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会形成に資する多様なニーズに応じた情報提供サービス等を行っている。

また、女性アーカイブセンターでは、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史・資料を収集し、展示や閲覧、所蔵資料データベースである女性デジタルアーカイブシステム<sup>21</sup>等を通じて提供している。

そのほか、平成25年度も「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」及び埼玉大学・埼玉県私立短期

大学協会との連携授業等を試行的に実施し、男女共同参画の視点に基づくキャリア教育プログラムの共同開発等に取り組んでいる。

女性教育情報センターでは、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウイネット）”」において、事業企画や施策の実施の参考となる人材の情報提供を目的とした「男女共同参画人材情報データベース」を公開し、その充実に努めている。また、女性が様々な新しい分野へチャレンジし、キャリアを形成していくために有用な事例（ロールモデル）や学習支援情報を提供している。

### 3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別に捉われることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実に努めている。

特に、平成26年3月卒の高校新卒者の就職状況（平成26年3月末現在）については、就職内定率が前年同期を上回り改善が見られる一方、女子の就職内定率が男子に比べて低く、また就職率は地域によって差が見られる状況となっている。こうした状況を踏まえつつ、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、求人企業の開拓等を行う「高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）」を配置するなど、きめ細やかな就職指導を展開している。

一方、高校生を始めとする若者の就職行動をめぐっては、学校を卒業しても就職も進学もしない者の増加やフリーター志向の高まり、就職しても早期に離転職する者の増加等、若者の勤労観、職業観の希薄化を指摘する声も少なくない。このため、文部科学省では、子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、キャリア教育を推進している（本節1（1）参照）。

そのほか、大学生に対する就職支援として、全国

就職指導ガイダンスや各種会議において、企業に対して、学生の就職機会の拡充や女子学生の男子学生との機会均等の確保に努めるよう要請するとともに、各大学等に対して、全ての学生にきめ細かな就職指導や就職相談体制の充実を行うよう要請している。

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択を行うことができるような啓発資料を作成し、大学や高等学校を通じて配布することにより、意識啓発を図っている。また、学生に対して、就職先を選択する際には、「ポジティブ・アクション応援サイト」等を参考にしながら、企業の女性の活躍状況やポジティブ・アクションの取組も考慮するよう、文部科学省と連携して大学や高等専門学校を通じて啓発を図っている。

総合科学技術会議では、人材の活用に関する改革の方向として、女子生徒・学生が自然科学系の分野に進む意欲をかき立てるように進路指導の充実を図るとともに、身近なロールモデルを整備すること、大学等において進路選択等の悩みに関する相談体制を整備することを奨励している。

#### 第3節

### 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

文部科学省では、各種会議を始め様々な機会において、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかけた。

また、高等教育機関に対しては、各種会議を始め様々な機会を捉えて、第3次基本計画を周知するとともに、国公私立大学及び高等専門学校における教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促した。

<sup>21</sup> 独立行政法人国立女性教育会館 女性デジタルアーカイブシステム <http://w-archive.nwec.jp/>

# 第13章

## 科学技術・学術分野における男女共同参画

### 第1節

#### 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

「科学技術イノベーション総合戦略」（平成25年6月閣議決定）では、科学技術イノベーションの重要な担い手となる女性研究者の活躍を促進するための環境整備と、大学及び公的研究機関における女性研究者の採用割合を自然科学系全体で平成28年（2016年）までに30%にすることを盛り込んでいる。

また、「平成26年度 科学技術イノベーションに適した環境創出のための「重点施策」（平成25年9月総合科学技術会議決定）では、女性研究者の活躍の促進は、男女共同参画の観点はもとより、多様な視点や発想を取り入れ、研究活動を活性化し、組織としての創造力を発揮する上でも極めて重要であるとして、女性研究者の活躍を促進するために、達成目標（時期・具体的水準）を明確にした施策が実施されていくことを強く期待することを盛り込んでいる。

日本学術会議では、平成23年10月に内閣府から審議を依頼された「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する方策」について、科学者委員会男女共同参画分科会において審議しており、日本学術会議協力学術研究団体に対するヒアリング調査や国公立大学及び私立大学に対するアンケート調査を実施し、審議材料となるデータを収集した。

### 第2節

#### 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

##### 1 女性研究者のネットワークの構築、勤務環境の整備等

文部科学省では、平成18年度から、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立を図るための環境整備を行う大学等を支援する「女性研究者研究活

動支援事業」を実施している。

また、独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員（RPD）事業」においては、平成18年度から、出産・育児により研究を中断した研究者（男女問わず）に対して、研究奨励金の支給し、研究復帰を支援している。

文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（科研費）においては、平成15年度から、産前産後の休暇や育児休業を取得する研究者のために研究中断後の研究の再開を可能とする仕組みを導入しており、これまでは研究中断からの復帰を翌年度に限定したが、24年度から育児休業等を取得した期間に応じて翌年度以降に復帰することを可能としている。また、18年度から、産前産後の休暇や育児休業を取得していたために所定の応募時期（前年11月）に応募できなかった研究者を対象とする研究種目を設けている。さらに、21年度から、応募に際しての出産・育児等を考慮して、若手研究者向けの研究種目の年齢制限を37歳以下から39歳以下へ緩和している。

## 2 研究者等の実態把握

総務省では、科学技術研究調査で研究関係従業者数等を調査し、我が国における研究者に占める女性の割合等の実態の把握を行っている。

独立行政法人国立女性教育会館では、大学等の研究機関における女性研究者支援を促進するための調査研究を実施している。

### 第3節

#### 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

独立行政法人科学技術振興機構において、科学技術に関する子どもたちの興味・関心を高めるための取組の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の



理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生

等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供等を実施している。

## 第14章

# メディアにおける男女共同参画の推進

### 第1節

## 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

### 1 メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

#### (1) メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援

内閣府では、女子差別撤廃条約を紹介するために作成したDVDをホームページ上で動画公開したり、男女共同参画推進連携会議（シンポジウムの開催等）や広報誌「共同参画」の企画（トップインタビュー）を通じて、メディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促したりすること等により、女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正等、我が国のメディアの課題について、その内容をメディア及び国民各層に周知した。また、男女共同参画についての正しい理解を促進するため、男女共同参画週間等において、メディアを通じた広報・啓発等を行った。

#### (2) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、青少年を取り巻く有害環境への対応を図っている。また、有害環境の実態について調査・分析、情報の提供等を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組を推進しているほか、青少年育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用を図るため、都道府県との連携を密にしつ

つ、情報提供している。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

また、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツに少年が接することを防ぐため、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育等の取組を推進している。

#### (3) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、平成20年6月に規制の強化等の改正がなされた出会い系サイト規制法を効果的に運用し、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。また、「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」（平成23年2月犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、民間事業者による実効性のあるゾーニングの自主的導入の支援及び民間事業者による自主的なミニメールの内容確認の支援に係る取組を推進している。

さらに、児童ポルノは児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものであることから、「第二次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、警察庁において、ファイル共有ソフト利用事犯等の一斉取締りの調整や捜査員の技術向上を図るための研修の実施、外国捜査機関等との情報交換・連携の強化等により、児童ポルノ事犯の取締

りの徹底を図るとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護等に努めている。

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省においては、インターネット・サービス・プロバイダ等の関連事業者による実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備に努め、平成23年4月から、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、インターネット・サービス・プロバイダ等による自主的なブロッキングが開始されている。

警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会等に参加し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなどし、民間の自主的な取組を支援している。

#### (4) 地域の環境浄化のための啓発活動の推進

文部科学省では、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウムを開催するとともに（平成25年度：12か所）、啓発リーフレットの作成・配布等に取り組んでいる。

また、フィルタリングの普及啓発など、地域の実情に応じた有害情報対策の推進を支援するなど、学校・家庭・地域社会が連携した有害情報対策を推進している。

## 2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

### (1) 現行法令による取締りの強化

警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。

また、情報処理の高度化等に対処するための刑法

等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）により、刑法におけるわいせつ物頒布等の罪が改正され、わいせつな画像データ等の電磁的記録を不特定又は多数の者に電子メールで送信して頒布するなどの行為が処罰対象に含まれることが明確になったことから、捜査機関においては、これらの行為に対して改正法を厳正に適用し、適切な科刑の実現に努めている。

内閣府では、青少年インターネット環境整備法及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」に基づき、関係省庁、団体等と連携し、青少年のインターネット利用環境実態調査や諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査等の施策を総合的かつ効果的に実施するとともに、有識者による青少年インターネット環境整備法の施行状況等の検討を推進している。

### (2) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

内閣官房では、IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）の決定等に基づき、関係省庁における違法・有害情報対策に係る取組を督促している。

また、インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対し、官民横断的な実務家間での迅速かつ正確な情報共有を実現することにより、各業界における自主的な取組を推進するため、政府、事業者、関係団体等、関係セクターを横断したワンストップのスキームとして、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、関係省庁、関係団体間の情報共有を図るとともに、関係団体における取組についての国民への情報提供を推進している。

さらに、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」<sup>22</sup>により、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を行っている。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するための有効な手

<sup>22</sup> 内閣官房 インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト <http://www.it-anshin.go.jp/index.html>

段の一つであるフィルタリングに関し、その導入促進及びサービスの多様化に向けた民間の組を積極的に支援している。さらに、平成21年1月に策定された、インターネット上の違法・有害情報対策の総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムに基づき、同年に設立された「安心ネットづくり促進協議会」を中心とする民間団体等の自主的取組を支援している。また同年より、違法・有害情報相談センターを設置し、関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を促進している。

また、スマートフォンやソーシャルメディアの急速な普及を受けて、平成25年9月に、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会が「スマートフォン安心・安全強化戦略」を公表した。この中では「スマートユースイニシアティブ」として、スマートフォン時代に適したフィルタリング環境の整備、地域の自主的なリテラシー向上活動の展開、ソーシャルメディアガイドラインの普及促進といった青少年が安心・安全にスマートフォンを利用できる環境を整備するために取り組むべき項目が示されている。

経済産業省では、セミナーの開催等を通じ、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネット・リテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策を促進し、インターネットの利用環境整備を実施している。

警察では、都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となって児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報の排除を図っている。

### 3 メディア・リテラシーの向上

#### (1) メディア・リテラシー向上のための広報・啓発

総務省では、メディアの健全な利用の促進に必要なとなるメディア・リテラシーの向上を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

また、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標を開発し、リテラ

シー能力を測定するためのテスト及びアンケートを全国の高校等の協力を得て実施・分析した（第4章第3節2参照）。

内閣府では、メディア・リテラシーをテーマとした一般向けシンポジウムを開催するなど、男女共同参画に関する正しい理解の促進に努めている。

#### (2) 情報教育の推進

文部科学省では、子どもたちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図っている。

#### 第2節

### 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるため、国の行政機関が広報・出版物等を作成する際に、男女共同参画の視点に立った表現を自主的に取り入れるよう、各種会議、研修等の機会を活用し、働きかけを行っている。

#### 第3節

### メディア分野における女性の参画の拡大

内閣府では、男女共同参画推進連携会議（シンポジウムの開催等）や広報誌「共同参画」の企画（トップインタビュー）を通じて、メディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促すなど、メディア分野における女性の参画拡大に資する取組の推進に努めている。

# 第15章

## 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

### 第1節

#### 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

##### 1 男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化

内閣府では、各地域の課題解決に向けた取組を支援するため、地方公共団体、地域団体、女性関連団体等の求めに応じ、適切な指導・助言ができる地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣している。

また、男女共同参画に関する業務を行う職員等にとって必要な基礎的知識等を体系的に整理し、人材育成プログラムを作成することにより、男女共同参画センター、女性センター等職員の人材育成を支援している。

法務省の人権擁護機関では、地域社会への男女の共同参画の促進を含む女性の人権擁護のため、全国各地で各種啓発活動を行っている。

文部科学省では、男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため、学習プログラムを収集、発信した。

##### 2 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進

内閣府では、地域における男女共同参画を促進するため「地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究」を実施している。

独立行政法人国立女性教育会館では、女性関連施設等の機能の充実・強化のため、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、庁内連携や関係団体との連携等組織運営や事業の在り方を学ぶ、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施した（第12章第1節4参照）。

また、女性関連施設の相談員を対象に、男女共同参画・女性教育・家庭教育の喫緊の課題である配偶

者からの暴力や、我が国で生活する外国人女性が抱える困難等の課題解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を内容とする「女性関連施設相談員研修」を実施した。

##### 3 地域ネットワークの構築の支援

独立行政法人国立女性教育会館では、行政・女性団体・NPO・大学・企業等の担当者が組織・分野を越えて、連携・共同して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成の機会を提供する「男女共同参画推進フォーラム」を実施した。

##### 4 地方公共団体における男女共同参画の積極的推進

内閣府では、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」等を実施するとともに、苦情処理研修も実施した（第1章第1節2（2）、第2節3参照）。

また、各府省や地方自治体等の求めに応じ、職員研修等において講師を派遣するなどの取組を行った。

##### 5 地域における関係団体・企業等の連携の促進

地域経済の活性化を図るため、「地域女性活躍加速化交付金」として、企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を支援している。

### 第2節

#### 地域の活動における男女共同参画の推進

##### 1 地域における方針決定過程への男女の参画拡大

内閣府では、平成25年5月に、地方公共団体にお

ける審議会等委員への女性の参画拡大について要請を行った（第2章第3節2（3）参照）。また、地方議会の議員に占める女性割合等について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し、内閣府のホームページに掲載している（第2章第3節3参照）。

また、平成24年6月の災害対策基本法の改正を受けて、地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大等を働きかけている（本章第4節1参照）。

## 2 地域活動への多様な人々の参画促進

消費者庁では、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）の「今後検討すべき課題」について、消費者教育推進会議に「消費者市民育成」、「情報利用促進」、「地域連携推進」の3つの小委員会を設置し、検討している。また、消費者教育用教材の作成や、消費者教育に関する情報を集約した消費者教育ポータルサイトの運用を行い、地域における多様な年齢層の消費者が、男女共に、自主的かつ合理的に行動できるよう様々な担い手が実施する消費者教育推進のための支援を行った。

## 3 地域ネットワークの構築の支援

内閣府では、地域活動を担う様々な主体による連携組織を構成し、地域の課題解決のために男女共同参画の視点を踏まえて効果的な活動を展開できるよう、課題解決のための検討会とその成果を広く普及するための連携支援事業を実施し、地域における男女共同参画促進を支援している。

## 4 固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発

内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施している。

## 第3節

### 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

#### 1 男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会では、地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について調査・審議を行い、平成26年4月に報告書を取りまとめた（第1章第3節参照）。

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化活動の振興を図っている。

経済産業省では、地域における中心市街地活性化を図るために、各地域におけるまちづくりの中核的推進役となる人材及びそれらを支える人材を育成することを目的として、現地研修の実施、教材の提供等による事業を実施した。

#### 2 地域社会への男女の共同参画の促進

内閣府では、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供や各地の課題に応じたアドバイザー派遣等を実施している。

また、市民活動に関する情報提供として、内閣府NPOホームページにおいて、全国の特定制非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入手することが可能な「NPO法人ポータルサイト」<sup>23</sup>や「NPO施策ポータルサイト」<sup>24</sup>を運用している。また、NPO等による地域の絆を活かした共助の活動を推進するため、「共助社会づくり懇談会」を、平成25年4月から内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）の下で開催するとともに、26年1月には、活力あふれる共助社会づくりの推進に向けて、「共助社会づくりシンポジウム」を開催した。

厚生労働省では、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解と活

<sup>23</sup> 内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

<sup>24</sup> 内閣府NPO施策ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/measure.html>

動への参加促進等を図ることを目的として、「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援や地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組への支援（地域福祉等推進特別支援事業）及び地域におけるインフォーマル活動の推進を図るための取組への支援（地域資源・人材育成支援事業）を行う地方自治体や民間団体等への支援を実施するとともに、労働者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進を図るための「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業」を実施した。

## 第4節 防災（復興）における男女共同参画の推進

### 1 防災（復興）分野における女性の参画の拡大

平成24年6月の災害対策基本法の改正では、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。内閣府では、地方防災会議における女性委員の割合を高めるために工夫している地方公共団体の事例を紹介するなどして、地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大や地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映を働きかけている。

また、全国の市区町村を対象に、市町村防災会議の委員に占める女性割合や地域防災計画における男女共同参画関連の記載の状況等を調査し、平成26年2月に公表した。

なお、男女共同参画会議監視専門調査会では、防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についてのフォローアップを行い、平成26年2月に意見を取りまとめた（第1章第2節1参照）。

### 2 防災（復興）現場における男女共同参画

内閣府では、東日本大震災を含め、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興

等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（以下「取組指針」という。）を平成25年5月に公表した。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、同年10月から11月にかけて内閣府及び消防庁が全国9か所で開催したブロック会議において説明を行った。26年2月には、取組指針の内容を分かりやすく紹介する英文パンフレットを作成・公表した。

また、平成24年度に引き続き、岩手県、宮城県及び福島県において、地方公共団体、警察及びNPO等との協力の下、震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談窓口を設け、電話や面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどして直接相談を受け付けている。

復興庁では、被災自治体や復興に向けて各地で活躍する方々の参考となるよう、東日本大震災からの復興にあたり、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集し、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」を公表している。この中では、「まちづくり」「仕事づくり」「健康づくり」「居場所づくり」「人材育成」「情報発信」のそれぞれの分野について、取組の背景や概要のほか、工夫した点、特色、取組の効果などを取りまとめている。平成26年2月に作成した第5版では、48事例を公表した。

また、被災地において、女性が中心となって起業し、女性に就業の場を提供している4つのプロジェクトの過程について、ケーススタディとして立ち上がりから起動に乗るまでの経緯や工夫等について取りまとめ、公表した。

これらの事例集等も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

厚生労働省では、被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業等を理由とする解雇や性別を理由とする解雇等の相談があった場合には、被災地域等の都道府県労働局雇用均等室においてきめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施することとしている。また、被災し、避難している妊産婦等について、優先的に住まいの確保に努め

ることを地方公共団体に依頼した。さらに、被災地における女性関連施設等による女性就業支援を促進するため、相談対応及び講師派遣等支援施策を行った。

### 3 国際的な防災協力における男女共同参画等

我が国は、安倍総理が平成25年9月の国連総会で言及したように、第58回国連婦人の地位委員会において「自然災害とジェンダー」決議案を提出し、79か国の共同提案国を得てコンセンサスで採択された。

この決議は、2年前の第56回国連婦人の地位委員会に提出した決議をフォローアップするための決議であり、自然災害と女性に関する様々な課題について、我が国の自然災害の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めることを目指して提出したものである。

前回決議案では、防災、災害対応、復旧・復興の各段階での女性への配慮を強調していたが、今回はそれに加え、災害に強い社会づくりと、それに向けた平時からの女性の参画の重要性、第3回国連防災世界会議（仙台）、世界人道サミットを含む平成27年以降の各種プロセスに繋げていく点を強調している。

## 第5節

### 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

#### 1 環境分野における女性の参画の拡大

環境省では、女性を含む多くの主体が自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために、行政・特定非営利活動法人・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザや各地方ブロックごとに設置された地方環境パートナーシップオフィスの運営、自然と触れ合う機会の提供等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施している。

#### 2 国際的な対応

2002（平成14）年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）において日本のNGOと日本政府が提案し、同年の国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年（2005年～2014年）」については、「持続可能な開発のための教育」（以下「ESD」という。）に関係する11府省により構成される「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議において「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画（ESD実施計画）」を策定し、男女間の平等を含む持続可能な開発の観点から国内でのESDの取組を推進した。

## 第16章

### 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

#### 第1節

#### 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

国内における男女共同参画の実現に向けた取組を行うに当たって、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果文書、女性の地位向上のための国際規範・基準や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等を周知徹底

するとともに、積極的に国内における実施強化に努めている。

2012（平成24）年11月に我が国が女子差別撤廃委員会へ提出した選択的夫婦別氏制度等の民法改正法案等の採択に関し講じた措置等に関する追加的情報提供に対する、同委員会の見解が、2013（平成25）年9月に公表された。追加的情報提供を求めた委員会の勧告については、履行されていないという評価とともに、講じた措置について次回定期報告に含め

るようにという勧告がなされた。

男女共同参画会議監視専門調査会は、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る政府の取組状況について監視を実施し、平成25年11月、その結果を意見として取りまとめた（第1章第2節1参照）。

## 第2節

### 男女共同参画の視点に立った国際貢献

#### 1 「ODA大綱」「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に男性の視点に基づいて形成されていることが多く、様々な面で女性はいまだ脆弱な立場に置かれている。

開発における男女の平等な参加と公平な受益に向けて努力することは、一義的にはその国自身の課題であるが、開発援助を実施するに当たっても男女共同参画の視点を考慮することが必要である。こうした観点から、我が国は平成17年3月に「ジェンダーと開発（GAD: Gender and Development）イニシアティブ」を策定し、個々の人間に着目した人間の安全保障の視点に基づき、全ての政策・事業においてジェンダーの視点に立った活動が行われるよう、企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を推進している。

ODAにおいてジェンダー平等の視点を反映するには、援助対象国における男女共同参画の現状を的確に把握することが重要である。具体的な取組として、援助対象国100公館に配置している「ODAジェンダー担当官」を活用し、平成17年度からジェンダー平等の視点に配慮した好事例等を集め、その情報を関係者間で共有するようにしている。

平成25年9月、安倍総理は第68回国連総会において、①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②女性を対象とする保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障分野における女性の参画と保護を重点政策とし、途上国と共に「女性が輝く社会」の実現に貢献するため、今後3年間で30億ドル超の女性分野でのODA実施を表明する内容の一般討論演

説を行った。

ODAの実施機関として、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ジェンダー平等や女性の地位向上を目的とする協力事業を実施している。この一環として、各セクター・課題における事業のインパクトが男性・女性の双方に及ぶよう、それぞれが抱える問題やニーズの違い等の把握に努めており、その結果が協力事業の計画・実施・評価サイクルにおいて適切に反映されるように、課題別指針「ジェンダーと開発」の策定や国ごとのジェンダー情報の収集を行うとともに、事業の各段階におけるジェンダー視点からのモニタリング等を行っている。

また、開発援助事業の実施に当たって、女性等社会的に弱い立場にいる者が負の影響を受けることがないように、環境社会配慮ガイドライン等に基づいて配慮している。さらに、各部署（在外事務所、国内機関を含む。）に配置している「ジェンダー責任者」、「ジェンダー担当者」への働きかけを強化し、開発途上国におけるジェンダー平等や女性の地位向上に貢献する協力事業の実施を促進している。また、ジェンダー平等の視点を組み込んで効果を上げた協力事業の成功例の収集、各開発セクター・課題と男女格差との関係を説明する具体例の収集、他援助機関との積極的な連携・意見交換を通じた事例・手法の研究、職員その他援助関係者に対する研修等といった取組を行っている。

我が国は人間の安全保障を推進すべく、二国間及び多国間協力を通じ、開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援している。具体的には、無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む。）、有償資金協力、専門家の派遣等の技術協力、国連人間の安全保障基金や日・UNDPパートナーシップ基金等、様々な援助枠組みを活用し、より効果的な事業の実施を図っている（二国間協力についてはII-16-1表、多国間協力については本節3参照）。

また、我が国は、人間の安全保障に直結する地球規模の課題として、保健分野における取組を重視している。2010（平成22）年9月のミレニアム開発目標（MDGs）国連首脳会合において、特にMDGsの中でも進捗が遅れている母子保健に焦点を当てた「国際保健政策2011-2015」を発表した。2013（平成



25)年5月には、経協インフラ戦略会議において、「国際保健外交戦略」を公表し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）をジャパンブランドとして推進していくことが決定された。これにより、UHCを通じた女性の医療アクセスの改善を目指し、母子病院の建設やサービスの向上、母子保健政策の策定支援、看護人材の育成等を行っている。

さらに、我が国は、「国際保健政策2011-2015」と同時に、「日本の教育協力政策2011-2015」も発表した。現在も学校に通うことのできない子どもの半数以上が女子であることを受け、同政策では「スクール・フォー・オール（School for All）」モデルの下、脆弱な立場に置かれることの多い女子にとっても通いやすい学習環境を実現することを目指している。

## 2 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性及び紛争時において最も支援を必要とする者は女性や子どもであることを考慮し、人間一人ひとりに着目し人々の保護及び能力強化を行う人間の安全保障の視点から、女性に対する支援を行っている。例

えば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）等の国際機関を通じて積極的に協力しているほか、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて国連婦人開発基金（UNIFEM、2010（平成22）年にUN Womenに統合）等がコロンビアにおいて実施する女性を含む脆弱なグループの人間の安全保障状況を改善するプロジェクト等を支援してきた。

防衛省・自衛隊では、国際平和協力活動の現場に女性の自衛官を含む部隊等を派遣している。平成25年度には、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）において、25年6月から同年12月までは14人（6月及び11月に輸送要員として派遣した各1人を含む）、同年12月から現在にかけては7人の女性自衛官を含む部隊を派遣している。そして、25年6月以降、現在まで延べ2人の女性自衛官を司令部要員として派遣している（平成26年3月末現在）。

内閣府国際平和協力本部事務局では、国際平和協力隊の隊員派遣前研修を実施しており、女性と平和、安全に関する国連安全保障理事会決議第1325号

II-16-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業	概要
無償資金協力	<p>開発途上国等に返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を贈与する事業。比較的所得水準の低い国を中心に、病院や橋等の社会経済基盤づくりや、教育、保健、環境等の生活水準の向上に関する支援を行っている。平成24年度に開始された事業の中でジェンダー視点に立った取組を行った案件を39件実施している。</p> <p>また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力においては、平成25年には、女性のための教育支援、女性の自立支援等を目的とする73件の事業が実施されている。</p> <p>なお、日本NGO連携無償資金協力においては、全ての申請・実施終了案件についてジェンダー配慮の有無につきチェックすることになっており、平成25年度は106件の事業が実施された。</p>
有償資金協力	<p>低金利かつ返済期間の長い緩やかな条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、発展への取組を支援するもの。経済社会基盤の整備以外にも、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」等の分野において事業を実施している。JICAは平成24年度に開始された事業の中でジェンダー視点に立った取組を行った案件を7件実施している。</p>
技術協力	<p>研修員受入れ/専門家派遣/機材供与等、援助形態を組み合わせるプロジェクト型の技術協力（開発調査型の技術協力を含む。）を、平成24年度に開始された事業の中で、ジェンダー視点に立った取組を行った案件を37件実施している。</p> <p>また、ジェンダーに関する制度支援や女性を主な裨益対象とする集団研修24コースを実施するとともに、研修内容にジェンダー視点を取り入れた研修を16件実施した。</p>

(2000(平成12)年)の要請を反映し、ジェンダーに関する講義を行っている。一般的なジェンダーに関する知識の付与だけでなく、派遣先国のジェンダー特性を含め、現地でのより効果的な活動に結び付くよう、教育を実施している。

### 3 国際機関・研究機関等との連携・協力推進

2013(平成25)年10月に開催された第68回国連総会第三委員会における「女性の地位向上」に関する議論において、鷺見八重子日本政府代表顧問がステートメントを行い、我が国の取組を紹介するとともに議論に積極的に参加した。また、2014(平成26)年3月に、第58回国連婦人の地位委員会が「女性・女兒のためのミレニアム開発目標の実施における課題と成果」をテーマに開催された。我が国からは橋本ヒロ子日本代表がステートメントを行い、我が国の取組を紹介するとともに、議論に積極的に参加した。

UN Womenにおいては、我が国は執行理事国として、2011(平成23)年6月から2014(平成26)年1月までの間に合計9回、執行理事会会合に積極的に参加した。平成25年度には、UN Womenに対して、645.18万ドルの拠出を行った。

また、男女共同参画推進連携会議においては、「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームを組織して、「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」<sup>25</sup>について、我が国の企業・団体等における理解促進に向けた活動を行うなど、UN Womenの取組との連携・協力を図っている。

さらに、我が国は、国連教育科学文化機関(UNESCO)に信託基金を設置し、アジア、アフリカを中心に世界各地においてジェンダーに配慮した教育プログラムの開発や女子に対する代替的学習機会の提供等に協力している。

これらに加え、国連人間の安全保障基金を通じ、特に女兒、女性及びジェンダー平等に焦点を当てたプロジェクトをこれまで55か国において73件、計約

154.7百万ドルを支援している。また、国連開発計画(UNDP)に設置した日本信託基金を通じ、女性の保健サービスへのアクセス向上や政治参加の促進などのプロジェクトに対して、50か国以上において、約18百万ドルを拠出している。

また、平成26年3月8日の国際女性の日に内閣府特命担当大臣(男女共同参画)からのメッセージを寄せた。

独立行政法人国立女性教育会館では、アジア太平洋地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成を目指してアジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナーを実施するなど、途上国における女性教育の推進の支援等を実施している。また、海外の関係機関との連携協力として、協定を結んでいる韓国女性政策研究院、韓国両性平等教育振興院、カンボジア王国女性省、フィリピン大学機構等と互いに訪問し情報交換を行うなど交流を深めた。

また、平成25年10月には「男性にとっての男女共同参画」をテーマとして、「平成25年度NWEC国際シンポジウム」を開催し、同年10月から11月にはタイ、カンボジア、フィリピン、ラオス、ミャンマー、ベトナムの人身取引対策に携わるメンバーを対象としたワークショップ型研修を独立行政法人国際協力機構の委託事業として実施した。

## 第3節 対外発信機能の強化

### 1 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国は、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加も積極的に進めている。2013(平成25)年の第68回国連総会第三委員会においては鷺見八重子氏を日本政府代表顧問に任命し、また、2014(平成26)年の第58回CSWにおいては橋本ヒロ子氏を日本代表にそれぞれ任命し、それぞれ政府代表団の

<sup>25</sup> 2010(平成22)年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト(GC)と国連婦人開発基金(UNIFEM)(当時。現UN Women)が共同で作成した7原則。

○女性のエンパワーメント原則(WEPs)

1) トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進、2) 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃、3) 健康、安全、暴力の撤廃、4) 教育と研修、5) 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動、6) 地域におけるリーダーシップと参画、7) 透明性、成果の測定、報告(内閣府仮訳)

一員として派遣した。なお、女子差別撤廃委員会では、林陽子氏が委員を務めている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連関係機関における日本人の女性職員数（専門職以上）は、1975年（昭和50年）の19人から2000年（平成12年）には約200人と大幅に増加した。それ以降も増加傾向が続いており、2013年（平成25年）は442人が勤務している。

## 2 NGO等との連携・協力推進

男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、「第57回国連婦人の地位委員会（CSW）等について聞く会」、「女子差別撤廃条約実施状況第7・8回報告書について聞く会」、「第58回国連婦人の地位委員会（CSW）について聞く会」を開催するなど、国内NGO等との交流を行った。

また、第58回CSWには、NGO代表を政府代表団の一員として派遣した。

## 3 国際会議におけるイニシアティブの発揮

外務省では、アラブ諸国との女性交流プログラムにおいて、平成7年度から平成24年度までの18年間に、ヨルダン、エジプトを中心とするアラブ諸国との間で延べ120名の派遣及び招へいを実施し、同地域における女性の地位向上や社会参画に寄与している。

2013（平成25）年5月、中華人民共和国の北京において第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催された。同会合では、「ジェンダー主流化－成果と課題」、「女性に対する暴力撤廃」及び「雇用におけるジェンダー差別の撤廃」をテーマに議論が行われ、内閣府が我が国の取組等について報告を行った。また、会合の合意文書として「北京閣僚合同コミニケ」が採択された。

また、2013（平成25）年9月、インドネシア共和国バリ島で開催されたAPEC女性と経済フォーラムでは、「経済の推進役としての女性」をテーマに、「構造改革」、「女性とICT」及び「インフラと人的資源」をサブテーマとしてAPEC域内で共通して取り組むべき課題について議論が行われ、フォーラムの結果は「声明」として取りまとめられた。我が国からは内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、経済

産業大臣政務官及び民間からの代表者が参加し、我が国の女性の活躍推進の取組等について発言を行った。

東南アジア諸国連合（ASEAN）は、日本、中華人民共和国、大韓民国の3か国を招いて女性に関するASEAN+3委員会を開催しており、2013（平成25）年12月、マレーシアのクアラルンプールで第5回会合が開催された。「ASEANにおける女性の経済的エンパワーメントの強化」をテーマに意見交換が行われ、内閣府が我が国の取組等について報告を行った。